

## 令和6年9月定例会

令和6年9月6日（金曜日）

### ◎ 出欠席議員氏名

丹 野 貞 子 議長

吉 田 芳 美 副議長

#### 出席議員（14名）

|                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 番 安 達 智 勇 議員  | 2 番 漆 山 光 春 議員  | 3 番 安孫子 真 弥 議員  |
| 4 番 東海林 信 弘 議員  | 5 番 石 垣 光 洋 議員  | 6 番 増 川 憲 一 議員  |
| 7 番 木 村 章 一 議員  | 8 番 佐 藤 修 二 議員  | 9 番 鈴 木 英 友 議員  |
| 10 番 林 智 議員     | 11 番 奥 山 英 幸 議員 | 12 番 吉 田 芳 美 議員 |
| 13 番 丹 野 貞 子 議員 | 14 番 細 矢 誓 子 議員 |                 |

#### 欠席議員（0名）

### ◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

田 川 美和子 事務局 長  
須 藤 隆 一 議 事 係 長

鈴 木 淳 子 主 幹  
岡 崎 美 穂 主 査

### ◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森 谷 俊 雄 町 長  
板 坂 憲 助 教 育 長  
清 野 一 晴 監 査 委 員  
真 木 秀 章 防災危機管理課長  
牧 野 隆 博 政策推進監兼  
企画財政課長  
今 田 史 明 生活環境企画主幹  
矢 作 勲 健康福祉課長  
佐 藤 晃 一 農林振興課長併  
農業委員会事務局長  
土 方 一 郎 都市整備課長

河 内 耕 治 副 町 長  
後 藤 慶 治 農業委員会会長  
須 藤 俊 一 防災・危機管理監兼  
総務課長  
日 塔 俊 浩 空き家対策主幹  
日下部 敦 子 暮らし応援課長  
今 部 憲 治 税務町民課長  
池 田 恵 子 こどもみらい課長  
軽 部 広 文 商工観光課長  
大 泉 正 博 上下水道課長

軽部 昭博 会計管理者兼  
会計課長  
秋場 弘昭 生涯学習課長

宇野 勝 学校教育課長  
鈴木 淳子 監査委員事務局長

## ◎ 議 事 日 程

令和6年9月6日（金） 午前9時開議

議事日程第2号

日程第1 一般質問

散 会

## ◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

## ◎ 開 議

午前9時

○丹野貞子議長 おはようございます。

議長から傍聴席の方々に申し上げます。本日、県立谷内高等学校の生徒33名が、授業の一環で午後から議会傍聴に来られます。手狭になりますが、ご協力をお願いいたします。

また、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

本日の欠席通告議員はありません。ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○丹野貞子議長 日程第1、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告者は8名であります。質問の順序については、お手元に配付のとおりであります。

1番目は11番奥山英幸議員、2番目は12番吉田芳美議員、3番目は9番鈴木英友議員、4番目は6番増川憲一議員、5番目は14番細矢誓子議員、6番目は7番木村章一議員、7番目は10番林智議員、8番目は5番石垣光洋議員、以上のとおり決定しております。

本日は、7番木村章一議員までとします。

順序に従い、一般質問を進めてまいります。

一般質問の時間は、答弁を含めて60分であります。終了5分前に振鈴で知らせ、60分で打ち切ります。

## 質 問 通 告 書

令和6年9月河北町議会定例会

| 質問者氏名      | 質問事項           | 質問要旨                                                                                            |
|------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11番 奥山英幸議員 | 1 冬期間の除雪計画について | (1) 町道の除雪委託に携わる人員の確保をどのように行うのか、現段階の見解と計画を伺う。<br>(2) 町道の除雪委託費用については除雪時間に捉われない契約や規定金額の見直し、またオペレータ |

|             |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |                                        | 一などの人材育成に関わる経費の助成を考慮すべきかと考えるが、現時点の見解を伺う。                                                                                                                                                                                                                             |
|             | 2 町内空き家の現状と課題について                      | <p>(1) 管理が行き届いていない空き家への対応は、空き家の持主にどのようにアプローチし、適正な管理を行えるよう促していくのか伺う。</p> <p>(2) 特定危険空き家を減少させていく方法として現段階ではどのような考えか伺う。</p> <p>(3) 再利用可能と思われる 232 戸の空き家を、1 戸でも多く再利用、有益に利活用するためにどのような計画、施策を考えているのか伺う。</p> <p>(4) 民間企業との情報共有を図りながら、持主の考えを尊重しつつも空き家の再利用をどのように促していくのか伺う。</p> |
| 12 番 吉田芳美議員 | 1 紙ベースの国民健康保険被保険者証の廃止で「マイナ保険証」への移行について | <p>(1) 河北町住民登録者数に対するマイナンバーカード取得状況について</p> <p>(2) マイナンバーカードを持たない方やマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録がお済みでない方への対応などについて</p>                                                                                                                                                      |
|             | 2 選挙投票終了時間を 1 時間繰り上げすることについて           | (1) 投票終了時間を午後 8 時から 1 時間繰り上げ、午後 7 時とすることについて                                                                                                                                                                                                                         |
|             | 3 河北町産「さくらんぼ」高温障害の被害状況について             | <p>(1) 令和 6 年度に発生したさくらんぼ高温障害などによる被害状況について</p> <p>(2) ふるさと納税返礼品への影響とその対応状況について</p> <p>(3) 生産農家の減収に伴う支援状況について</p>                                                                                                                                                      |
|             | 4 旧町民プール跡地の「住宅整備事業が停滞」していることについて       | <p>(1) この 5 年間、住宅整備方針が多岐に渡り変更され前に進んでいない実態がある。このことについて経過と問題点をどのように検証されたのか伺う。</p> <p>(2) 分譲地整備から販売まで行政主導で進めるとあるが、その具体的な実施方法の中身について伺う。</p>                                                                                                                              |
| 9 番 鈴木英友議員  | 1 河北町児童動物園改修事業と関連した動物のための環境整備等について     | (1) 動物のための設備の改修や環境整備は計画されているのか。                                                                                                                                                                                                                                      |

|              |                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | 2 ドッグランの新設について                                                                  | <p>(1) ドッグランの設置は、美しいまちづくり、住みよいまちづくりにおいても意義のあることだと思うが、その必要性をどう考えているのか。</p> <p>(2) ドッグランの設置に向けて、調査検討を進める考えはないか。</p>                                                                                                                                                                                                       |
| 6 番 増川憲一議員   | 1 産業立地の促進について                                                                   | <p>(1) 第8次河北町総合計画にある花ノ木工業団地分譲の最終目標年度での達成に向けた取り組みについて伺う。</p> <p>(2) 谷地工業団地をはじめとする町内の既存企業が、増築や町内に新築移転する場合の対応について伺う。</p> <p>(3) 新規工業団地の造成について伺う。</p>                                                                                                                                                                       |
| 1 4 番 細矢誓子議員 | 1 自治体が行う広報活動について                                                                | <p>(1) 自治体が行う広報活動の目的を伺う。</p> <p>(2) 本町の広報活動の推進方針を伺う。</p> <p>(3) 障がい者や外国人に配慮した広報活動について伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                            |
| 7 番 木村章一議員   | 1 小学校6校を統合し河北中学校と施設一体型小中一貫校にすることについて、町民に説明し、理解を得てから、パブリックコメント(意見公募)に、進むべきではないか。 | <p>(1) 施設一体型の小中一貫校については、7月24日の議員全員協議会で初めて、教育委員会の基本方針案に示され、あり方検討委員会の会議や説明会では、議論さえされておらず、主権者である町民に、分かりやすく説明してから、決めるべきではないか。</p> <p>(2) あり方検討委員会は小学校のあり方についてのみ諮問され、小中一貫校については触れた程度で、答申を受けた後、どういう経過で小中一貫校になったのか、また、どういう経過で7月24日の議員全員協議会の説明から、施設一体型が示されたのか、町民が判断できる説明や情報を得て、意見を言えるようになってから、パブリックコメントの手続きなど、前に進めるべきではないか。</p> |
|              | 2 2022年に公布されたこども基本法を守って、小学校6校の1校統合や施設一体型小中一貫校について、子どもたち自身の意見を聞くべきではないか。         | <p>(1) 2022年に公布された、こども基本法では次のように定めている。第十一条(こども施策に対するこども等の意見の反映) 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p>                                                                                                                                                 |

|           |   |                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           |   | いか。                                                                                                       | この、こども基本法を守り、小学校6校の1校統合や施設一体型小中一貫校について、子どもたち自身の意見を聞かなければならないのではないかな。                                                                                                                                                          |
|           | 3 | 町の財政として、新たな土地に1校統合の学校にするのか、今ある小学校の数校を大規模改修して活用するのか、その他について、建設費や補助金、維持費、地方交付税などがどうなるかの比較検討を、決定の前にすべきではないか。 | (1) 教育委員会の考えとは別に、町の財政として、新たな土地を求めた1校統合の場合や、現存する小学校の数校を大規模改修した場合、その他の場合、建設費や補助金、維持費、地方交付税などがどうなるか、比較検討を、決定の前にすべきではないか。                                                                                                         |
|           | 4 | 46年前に河北中学校1校に統合した時、荒れた時期が10数年続いた辛い経験を、小学校の1校統合や、小中一貫校に統合を進める前に、しっかり評価、反省して決定の内容に活かすべきではないか。               | (1) 46年前に町内の4つの中学校全部が河北中学校1校に統合した後に、窓ガラスが割られ、校舎の廊下をバイクが走り回るなど、荒れた時期が10数年続いた辛い経験を、町と教育委員会はどうとらえているか。<br>(2) 河北中学校が荒れた辛い経験について、当時、統合を決めた行政や議会、教育委員会は評価や反省をせず、誰も責任を取っていないようだが、小学校の1校統合や、小中一貫校を進める前に、しっかり評価、反省して決定の内容に活かすべきではないか。 |
| 10番 林 智議員 | 1 | 専門化・複雑化する業務に対応するための人材戦略について                                                                               | (1) 町行政業務において、専門的知識や経験を有する職員の採用や地域活性化起業人制度の活用による業務の効率化と有益性についてどのように捉えているのか伺う。                                                                                                                                                 |
|           | 2 | DX（デジタルトランスフォーメーション）推進とICT（情報通信技術）活用のための無料で使える公衆無線LANアクセ                                                  | (1) 本町でもDXの推進やICTの活用といった観点からも公共施設等の無料で使える無線LANアクセスポイントの環境整備が課題と考えるが、今後の整備をどのように考えているのか伺う。                                                                                                                                     |

|            |                                |                                                             |
|------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------|
|            | スポイントの整備について                   |                                                             |
|            | 3 「ゼロカーボンかほく宣言」の実現に向けた取り組みについて | (1) 「ゼロカーボンかほく宣言」後の取り組み状況について伺う。                            |
| 5 番 石垣光洋議員 | 1 高齢者の難聴にかかる支援について             | (1) 難聴対策や早期発見のための支援について伺う。<br>(2) 補聴器購入費用の助成を行う考えはないか伺う。    |
|            | 2 都市公園等の樹木の点検・管理について           | (1) 都市公園等の樹木の管理方針について伺う。<br>(2) 都市公園・小学校・中学校の樹木の管理状況について伺う。 |

○丹野貞子議長 それでは、一般質問に入ります。

最初に、11番奥山英幸議員の一般質問を行います。

「11番奥山英幸議員」

○11番（奥山英幸議員） おはようございます。

それでは、質問通告書順に大枠2点、4項目の質問をさせていただきます。

質問事項1、冬期間の除雪計画についてお伺いいたします。雪国特有の課題であります冬期間の除雪計画についてお伺いいたします。

雪国に住まいを構えている私たち町民は、冬期間における積雪への向き合い方が、日常生活においては大きな悩みであり、同時に課題でもあります。

車社会の現在では、積雪の状況により、除雪を判断する既定の積雪に達すると除雪が行われ、朝の出勤の時間帯までには除雪を完了させるために、早朝より除雪作業が行われることは周知の事実ですが、除雪を委託する業者や個人の方の年齢層も高齢化を迎えているようです。

昨年は、業者、個人合わせて18の委託先に依頼し、除雪などを行っていただきましたが、今後も同じ数の業者や個人の確保については、

確約されたものではないと考えられ、持続可能で安定的な担い手を確保することは、当町にとって非常に重要な課題です。

また、人員を確保したとしても、除雪機などを操作する技術が必要であり、機器を操作するオペレーターの持続可能な人材育成を行う必要があるため、企業側だけでなく自治体側もサポートする仕組みを構築することも必要かと思います。

降雪がある地域では、オペレーターの資格取得の経費を一部負担するなどの助成を行っている自治体もあり、そのような制度設計も今後は必要かと考えます。

また、昨今の地球温暖化の影響ではないかとも言われておりますが、積雪の状況が変化しており、継続的な降雪ではない場合も影響し、除雪の回数もその年によってまちまちで、場合によっては委託費用より経費が上回る年もあり、請け負う側としては安定的な除雪が難しい状況にある場合も過去にはあったようです。

昨今の燃料費や人件費の高騰を考慮すると、請け負う側も安心して対応できるよう、これまでと違う除雪計画を再考することも必要か

と思われます。

温暖化とはいえ、降雪がなくなることはないと考えられることから、持続可能で安定的な除雪対応を構築することは必要であると考えられますので、これらを踏まえ、質問をさせていただきます。

質問要旨 1、町道の除雪委託に携わる人員の確保をどのように行うのか、現段階での見解と計画をお伺いいたします。

質問要旨 2、町道の除雪費用は、除雪時間により委託料金が発生し、また除雪の最低時間の保証はされておりますが、規定金額の見直しや時間にとらわれない契約、またオペレーターなどの人材育成の経費の助成を考慮すべきと考えますが、町としての見解をお伺いいたします。

次に、町内空き家の現状と課題についてお伺いいたします。

空き家の問題は、当町だけでなく、全国的にも大きな課題であり、各地域で空き家に対する対策が進められている中、当町でも積極的な対応を進めなければならないと考えます。

今年度初めのデータとしては、当町には300戸を超える空き家が認識されているかと思いますが、危険度ランクに照らし合わせた空き家の数として、小規模の修繕により再利用可能な空き家は81戸、管理が行き届いておらず損傷も見られるが、当面の危険性はない空き家は151戸、今すぐ倒壊や建築材の飛散などの危険性はないが、管理が行き届いておらず、損傷が激しい空き家は56戸、倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高い空き家は25戸と空き家の現状も様々ですが、特に注視しなければならないのは、今すぐ倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが、管理が行き届いておらず損傷が激しい空き家、倒壊や建築材の飛散等危険が切迫しており緊急度が極めて高い空き家の計81戸ではないか

と考えられます。

この2種の状態の空き家は年々増加傾向にあります。81戸をどう減少させていくのか、空き家の持ち主にどのようにアプローチをして、現状を再認識いただいた上で、今後としての適正な対応を促すことが課題かと考えられます。

また、小規模の修繕により再利用可能な空き家、管理が行き届いておらず損傷も見られるが当面の危険性はない空き家、計232戸についても、有益な利用価値が見られるのではないかと考えますが、この232戸を何もせずそのまま放置すれば損傷もひどくなり、いずれは特定空き家の分類にされてしまう可能性があり、再利用可能な状態であれば有益に利用できるよう対処すべく対応を行うことも必要と考えますので、以上を踏まえ、質問をさせていただきます。

質問要旨 1、管理が行き届いていない空き家の対応について、空き家の持ち主にどのようにアプローチし、適正な管理を行えるよう促していくのか、お伺いいたします。

質問要旨 2、特定空き家を減少させていく方法として、現段階ではどのような考えをお持ちなのか見解をお伺いいたします。

質問要旨 3、再利用可能と思われる232戸の空き家を1戸でも多く再利用、有益に利活用するためにどのような計画、施策を考えているのか伺います。

質問要旨 4、民間企業との情報共有を図りながら、持ち主の考えを尊重しつつも、空き家の再利用をどのように捉えていくのかを伺います。

以上、再質問を留保し、質問とさせていただきます。

**○丹野貞子議長** 11番奥山英幸議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 11番奥山英幸議員の一般質問に  
お答えいたします。

最初に、冬期間の除雪計画についてお答え  
いたします。

まず1点目、町道の除雪委託に携わる人員  
の確保をどのように行うのか、現段階の見解  
と計画について申し上げます。

現在の除雪実施体制でございますが、令和  
5年度において、車道用の除雪機27台、歩道  
用の除雪機4台の計31台体制で除雪を行って  
まいりました。

具体的には、車道用の除雪機は事業所、個  
人合わせて13業者から18台の除雪機械を借り  
上げて実施しております。

町所有の除雪機につきましては、4業者及  
び町道除雪促進事業に係る作業員1名に6台  
を貸し付けて除雪を実施しております。

直営の除雪機3台につきましては、町職員  
2名体制で実施しております。

歩道用の除雪機につきましては、ハンドガ  
イド式の除雪機2台及び小型ロータリー除雪  
車2台の計4台体制で、これら全てを3業者  
へ貸し付けて除雪を実施しております。

除雪委託に携わる人員の確保につきましては  
、現段階では除雪業者の確保ができており、  
滞りなく除雪作業は行われている状況であり  
ます。しかしながら、除雪機械を保有するこ  
とに伴う維持管理のコストやオペレーターの  
高齢化といった課題もあり、除雪業者の確保  
は重要です。

町としましては、除雪業者との情報共有、  
連携を密にし、今後、除雪継続が難しい除雪  
業者があった場合には、早急に町内事業者等  
と除雪委託の交渉をするなど、人員確保に努  
めてまいります。

2点目の町道除雪委託の費用、オペレータ  
ーの人材育成に係る助成について申し上げます。

除雪委託料は、毎年、除雪委託契約を締結  
する際に、除雪機の種類に応じて、山形県の  
土木関係設計単価に基づく人件費や燃料費及  
び国の建設機械等損料計算表に基づく除雪機  
械の損料を計上して、1時間当たりの単価を  
算出し、実稼働時間にこの単価を乗じた額と  
しております。

さらに、土曜日、日曜日、祝日、年末年始  
休暇期間などの休日にオペレーターに待機し  
ていただきますので、それに対する待機料を  
加算し、これらを合計した額を委託料として  
お支払いしております。

また、最低時間の保証をしております。3  
月末時点で実稼働時間が30時間に満たない業  
者につきましては、除雪委託の最低保証費と  
して、その不足分の実稼働時間に1時間当た  
りの単価を乗じた額を追加でお支払いしてお  
ります。この最低保証費の制度は、平成28年  
度から導入されており、この制度の導入は県  
内でも早く、令和元年度や昨年度の暖冬で除  
雪稼働時間が少なくなった際に、最低保証費  
を支払った実績がございます。

このように、委託料の算定に当たりまして  
は、毎年内容の見直しを行っております。引  
き続き適切な委託契約に努めてまいります。

オペレーターなどの人材育成につきましては  
、除雪機オペレーターの高齢化に対する対  
策として、町道除雪作業の担い手を確保し、  
除雪体制の強化を図ることが重要です。

そのため、町道除雪事業に関心を持つ方  
を対象に、町が用意した小型除雪機3トン級  
を使用して、日中の町道除雪作業に参加して  
いただく道路除雪促進事業を令和3年度に実施  
いたしました。この事業により、作業員1名  
を採用し、令和5年度におきましても町道の  
除雪作業に従事していただいた状況でありま  
す。

道路除雪促進事業により委託を受けた方に

つきましては、初めて除雪機の運転業務に従事する際には、安全衛生のため、一般社団法人労働技能講習協会などが主催する特別教育を修了することが義務づけられておりますが、この特別教育の受講料や、その他の講習会への参加料につきましては、町で全額負担するなど進めてまいりました。

このように、除雪オペレーター確保のための支援を実施しながら、町の除雪体制を維持しているところでございますが、引き続き除雪体制を確保できるよう、除雪業者等と連絡を密にして取り組んでまいります。

次に、町内の空き家の状況と課題について申し上げます。

全国的な人口減少や家族形態の変化、特に核家族の増加などが一因となり、本町においても住居として使用されていない空き家が増加している現状になっております。

空き家の中には、少し手を入れればすぐに活用可能な空き家もございますが、適切な管理がなされず、管理不全状態となり、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある空き家も確認されております。

このような状況を踏まえ、町では令和4年3月に河北町空き家等対策計画を策定し、発生の予防、適切な管理の促進、管理不全空き家への対応、空き家等の利活用と除却、この4つの対策方針を定め、空き家等対策を進めております。

効果的に対策を進めるに当たり、空き家の権利を有する所有者等の特定が必要になってまいります。空き家の建物登記記載がないなどのほか、権利関係が複雑な場合など、町が介入して問題解決に当たる際に大きな障害となっております。

また、所有者等が特定できましても、町からのお願いや指導などに対し、速やかに対応していただけることが少ないのが実情であり、

空き家等対策を進めるに当たっての課題であると捉えております。

一方、権利関係も含め、状態の良好な空き家の有効活用については、平成26年から河北町空き家バンク制度を創設し、空き家の利用希望をする方に登録いただいております。

これまで、バンクへの登録実績は累計で38件、現在バンク利用を希望している登録者数は59件となっており、現在、町のホームページでは7件を公開しております。

空き家活用を希望している物件の中で、比較的築年数が浅い物件などは、民間の不動産事業者を通して取引される方が多く、町の空き家バンクへの登録数は伸び悩んでおります。いかに登録者数を増やしていくかが課題であります。

1点目の管理が行き届いてない空き家への対応について、空き家の持ち主にどのようにアプローチし適正な管理が行えるよう促していくのかについて申し上げます。

町では、空き家の管理状況を把握するに当たり、河北町空き家等対策計画において、空き家の老朽・破損状況ごとに、空き家危険度としてAからDランクにランク分けしております。

令和6年3月末現在の時点で申し上げますと、ランクごとの戸数は、修繕がほぼ必要のない建物と把握している危険度ランクAが77戸、多少の修繕が必要な建物と把握している危険度ランクBが150戸、老朽化が著しい建物と把握している危険度ランクCが52戸、解体が必要と思われる建物と把握している危険度ランクDが26戸と確認しており、空き家の総数は305戸と確認しております。

その中で、管理の行き届いていない状態と分類する、先ほど申し上げましたCとDのランクに該当する空き家の所有者等には、雪解け時期や強風時期前に、空き家の見回りをお

願いする文書を送付しているほか、特に周辺地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある危険な空き家の所有者等に対しましては、空き家の管理不全状態にあることをより強く理解していただくために、黄色い用紙を使用し、具体的な危険箇所を指摘した指導書に解消期限を付して通知するなど、空き家の不良箇所の早急な解消が図られるよう努めているところであります。

空き家の増加傾向は、今後とも続くと見込まれ、所有者等が空き家を放置状態にしてしまう前に、様々な活用の方法の周知と、それを支援する施策が重要な取組になると考えております。

また、令和5年度からは、防災危機管理課に空き家対策室を新しく設け、空き家対策の総合窓口として関係課と緊密な連携を取りながら対応しているところであります。

この空き家対策総合窓口への町民等からの相談件数も、令和4年度相談件数59件に比べ、令和5年度は84件、本年度、令和6年度は7月31日現在で既に58件と、空き家への関心の高まりが、この相談件数に現れていると捉えております。

また、町内の空き家総数は、年度ごとの増減はあるものの、令和4年度末の空き家総数327戸と比べると、令和5年末での空き家総数は305戸と、22戸減少いたしました。

空き家問題は、短期的な対策だけでは解決できない問題と捉えております。空き家所有者の方々に対しましては、空き家問題を自分だけのことと捉えず、地域に影響を及ぼす大きな問題である捉えていただけるよう、丁寧に周知、説明を継続していくことに加え、中長期的な視点で人口動態や生活形態の変化等に対応する支援に努めながら、実効ある対策を講じることが必要であると考えております。

2点目の特定空き家を減少させていく方法

として、現段階での考え方について申し上げます。

町では、適切な管理が行われていないことにより、その周辺の生活環境の保全を図る上で放置することが不適切な状態にある空き家を、河北町空き家等の適正管理に関する条例により、特定空き家と定義しております。

令和6年3月末時点では、老朽化が著しい建物と把握している空き家危険度ランクCの中で、宅地内の草木が繁茂し、放置することが不適切な状態になっている3戸を特定空き家と認定し、空き家危険度ランクDの26戸と合わせ29戸が特定空き家と認定されております。

特定空き家の所有者等へは、ご自身の財産として空き家の適切な管理をお願いする指導文書を送付するとともに、周辺環境に悪影響が出ている場合には、直接自宅を訪問し、当該現状の説明と不良箇所の解消に向けて早急な対応をお願いしているところであります。

河北町空き家等除却事業費補助金の今年8月時点での申請数17件のうち、特定空き家所有者等からの申請は6件でございます。令和5年度の補助金活用実績1件と比較し、5件の増となっており、所有者など自ら空き家対策に取り組む意識の醸成が、徐々にではありますが図られているというふうな成果として捉えております。

空き家等対策の推進に関する特別措置法には、所有者など自らの責務により、的確に対応しなければならないと明記されておりますが、空き家の管理をするかしないかも、所有者等次第、所有者等のモラルにかかってくることも事実でございます。

行政においては、地域環境の安全・安心を確保する観点から、法令に基づいて対策を講じていかなければなりません。特に、喫緊に危険な状態が迫ってきている空き家について

は、令和5年度に2件の略式代執行を実施したところですが、代執行は義務者に代わって強制的にその義務を履行するものであり、個人の権利と町民の安全・安心を確保するためのバランス、これが非常に難しい手段であります。

したがいまして、町といたしましては、所有者など自らが適切な空き家管理を含めた社会的責任を果たすことができるよう、粘り強く説明、交渉を重ね、空き家所有者に寄り添い、特定空き家はもとより、空き家全体の解消に向けて支援を含めた適切な空き家対策の推進を図ってまいります。

3点目の再利用可能と思われる232戸の空き家を1戸でも多く再利用、有益に活用するためにどのような計画、施策を考えているのか。4点目、民間企業との情報共有を図りながら、持ち主の考えを尊重しつつも、空き家の再利用をどのように促していくのか。関連いたしますので、併せて申し上げます。

先ほど申し上げましたように、再利用可能と思われる空き家を有効活用するため、空き家バンクへの登録を受け付けているところですが、令和5年度に行った空き家所有者の意向に関するアンケート結果によりますと、空き家バンクについて、制度の内容まで知っている、制度名は聞いたことはあると答えた方が約70%いらっしゃるものの、今後登録したいと答えた方は12.2%にとどまっています。

その理由としては、今後使用する予定があるという答えが50.0%と最も多く、その他の理由としては、老朽化のため人が住める状態ではない、リフォーム費用が相当かかる、どうしたいか考えがまとまっていないなどの意見がございました。このように、空き家を所有していても、その活用方法に迷っている方が多く見られます。

今年度は、空き家ガイドブックの適正管

理・除却編を発行していますが、これに加え、除却までには至らない状態の良好な空き家の利活用に向けた空き家ガイドブック利活用編の作成を予定しております。これらガイドブックを活用し、空き家バンクへの登録や空き家の利活用について周知してまいります。

また、空き家の有効活用や移住定住促進への活用を図るため、今年度、空き家バンクに登録された空き家を居住目的として購入し、改修を行う経費の一部を補助する河北町空き家利活用支援事業費補助金を新たに創設いたしました。

町内建築事業者と契約し改修する場合には、補助対象経費の3分の2で上限120万円、町外の建築事業者と契約し改修する場合には、同じく上限100万円を補助するものであります。

この補助金を活用するには、空き家バンクに登録された物件であることが条件でありますので、現在、空き家バンクへの登録を迷っている所有者が、登録について検討するきっかけにもなると考え、広報かほくや町のホームページへの掲載のほか、現在空き家バンクへ登録している方や空き家バンクでの売買等契約に関するトラブル防止、空き家の有効活用のための連携協定を結んでおります山形県宅地建物取引業協会と全日本不動産協会山形県本部にも補助金のチラシを送付し、それぞれの会員への周知をお願いしております。

その他、両団体からは、交渉、売買契約に関し、仲介役として様々な相談に対し助言等をいただいております。

今後とも制度の周知に努め、空き家バンクへのより多くの登録につながるよう働きかけてまいります。

また、土地家屋調査士や司法書士、建築士等を含む空き家等対策協議会から指導や助言をいただきながら、空き家所有者が相談しやすい環境づくりと利活用に向けた支援体制に

ついて、関係各課連携して対策を講じてまいります。

以上、お答え申し上げます。

**○丹野貞子議長** 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「11番奥山英幸議員」

**○11番（奥山英幸議員）** ご答弁ありがとうございます。

町長のご答弁を聞く限りでは、除雪や空き家の対応に関する取組に関しては、町民に寄り添った本当にきめ細やかな対応をされているということで理解させていただきました。

ただ、改めてちょっと疑問点に思っていることも湧きましたので、再質問をさせていただきます。

まずは、除雪委託に携わる人員確保をどのように行うのかで再質問させていただきます。

現時点では、確かに確保できる状況であるかとは考えられます。しかしながら、町長のご答弁にもございましたが、オペレーターの高齢化が進んでいることや、除雪機を保有することに伴う維持管理のコストについては課題が多いものと考えられます。

西川町での取組ですが、やはり暖冬の影響で除雪をする時間が減少したことにより、除雪を協力いただいている企業の方への影響が大きくなったということで、今後の除雪委託の継続が難しい状況になる可能性が考えられる状況になったということです。

そこで、除雪委託を行っている業者で組織している建設クラブの方と、年4回ほど意見交換の場を設けることにより、情報共有を密にして、除雪を委託している業者の方の経営状況を考慮しながら、除雪委託で例年どおり実施できない状況が発生してしまった場合、本来、次年度の9月以降の秋期に予定されている公共施設や道路整備の工事を4月、5月の春期に契約して工事を発注。秋期に予定さ

れていた工事の代わりに、町内各地で要望が出ている公共施設や道路、ほか場所の工事を発注契約することによって、年間の収益を安定させ、持続可能な除雪委託を図っている仕組みを構築しているようです。

そのような仕組みを構築することにより、除雪を委託する業者さんの経営が安定することで、除雪オペレーターの人材確保にもつながっていくと考えますが、このような仕組みを当町でも構築することは可能なのか、または今後の検討課題として取組をすることが可能なのかを、改めてお伺いいたします。

**○丹野貞子議長** 「土方都市整備課長」

**○土方一郎都市整備課長** おはようございます。

奥山議員からの質問にお答えしたいと思います。

今、西川町さんの事例などをご紹介いただきましたが、やはり町としましても、その市町村、市町村で状況が違うかと思われます。そのような西川町さんの取組があるというのは一応今お聞きして、これからも勉強させていただきたいとは思いますが、今後どのようになるかというのは、いろいろ内部で検討、または除雪業者さんとの打合せとか会議の際にちょっと投げかけてみたいと思いますが、今のところそういう取組ができるかどうかというのは不明でございますので、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「11番奥山英幸議員」

**○11番（奥山英幸議員）** ありがとうございます。

ぜひほかの市町村での取組も参考にしつつ、今後の除雪委託に携わる人員の確保を進めていただきたいということでお願いいたします。

引き続き、除雪オペレーターの人材育成で再質問をさせていただきます。

町長のご答弁でもありました道路除雪促進事業では、過去に作業員を1名採用、町道除

雪に従事いただくに当たり、一般社団法人労働技能講習協会などが主催する特別教育の受講料やその他除雪に関する講習会等の参加料については、町で全額負担とのことでした。

山形県または北東北、北信越地方の県や市の行政には多く設定されている支援事業なのですが、年齢や一定期間必ず除雪を行うなど条件は設けられておりますが、協力いただいている企業向けのオペレーター養成支援事業として、オペレーター養成に関する費用の助成や補助金を交付する制度を設け、オペレーター確保を促進することも行われているようです。

そのことを踏まえ、町独自で除雪で協力いただいている企業や個人への除雪オペレーター養成に関わる費用への助成制度や補助金交付など、除雪オペレーターの担い手確保に向けた支援制度を設定することは可能なのか、または今後の検討課題なのか、そのところを改めて伺いいたします。

**○丹野貞子議長** 「土方都市整備課長」

**○土方一郎都市整備課長** 今、町長の答弁にもありました一般社団法人労働技能講習協会などが主催する特別教育という制度がございます。こちらは、初めて道路除雪を行う方ですので、1回受ければ毎年受けなくてもいいというような講習になっておりまして、一度受けた方が2回受けるというのは今のところない制度でございますので、1回受けてしまえばなかなかその制度を、講習を受けないため、そのような要望は今のところないような形になっております。

また、町としましては、毎年除雪会議ということで、業者さんのほうに会議を開催しているんですけれども、その際には、除雪機械の運転講習会ということで、こちら秋口に行っている次第でございます。

そのほかの支援事業ということについては、

今のところ業者さんのほうからの要望というのもしないで、その辺もいろいろお聞きしながら、今後どのようなことができるのか探っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「11番奥山英幸議員」

**○11番（奥山英幸議員）** ご答弁ありがとうございます。

例えば、オペレーターの助成費用について、企業側からこういった人を雇うので、かかる経費がちょっと膨大になるということで、オペレーターの育成費用に関する相談などは寄せられたことはないのでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「土方都市整備課長」

**○土方一郎都市整備課長** 私の知っている限りでは、そのような相談は、まず今のところございませんでした。

ただ、やはり除雪機の運転というのは土木作業の際も重機というのは使いますので、その辺で一応皆さん免許を取っている方が多いのかなということで考えておるところです。

**○丹野貞子議長** 「11番奥山英幸議員」

**○11番（奥山英幸議員）** ありがとうございます。

ぜひ除雪に関しては、やはり今後雪が降らないというような保証がないし、除雪業者の方もだんだん高齢化が進んでいる。やはりそこで持続可能に除雪ができるような体制を構築するというのが、やはりすごく重要であるということは私も認識しております。

その点から、ぜひ今後とも持続可能な除雪体制を組んでいただくことをお願いしたいと思います。

続きまして、空き家の取組状況について再質問をさせていただきます。

私のほうで確認した空き家数については、今年1月時点での空き家数になります。町長がご答弁で述べられた空き家数については、

今年3月末時点の空き家数でありますから、約2か月で8戸ほどの差異が出ております。

内容につきましては、1月時点では、Aランクが4戸減、Bランクが1戸減、Cランクが4戸減、Dランクが1戸減ということで、8件ということで減少しております。

令和5年度末での比較でも、全体で22戸減少とのことですが、空き家の取組については当町の問題だけではない、全国の行政での共通課題と認識しております。

全国でも増加傾向にある中、当町の減少傾向にある要因は何か、分析などされているのであれば、お伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「日塔空き家対策主幹」

**○日塔俊浩空き家対策主幹** 令和4年度から令和5年度について空き家数が減少した結果についての分析でございますけれども、まず空き家については全国的に問題となっているところでございますけれども、国では空き家等対策の推進に関する特別措置法というものが、昨年、一部改正になりますけれども、令和5年12月に施行したところでございます。

その施行に際しまして、テレビのニュース、報道とかで取り上げることが多かったと。その取り上げられることで、空き家への注目が高まったのではないかなというふうに思っております。

さらに、町で継続して行ってきた適正管理のお願いのチラシなども効果的に働いて、所有者等自らがその対応に努めたというのが、空き家の減少になった一因というふうに捉えているところでございます。

しかしながら、空き家の増加傾向は今後とも続くというふうに見込まれております。短期的な対策だけでは解決できない問題と捉えておりますので、その対応策についても継続してまいりたいと考えているところでです。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「11番奥山英幸議員」

**○11番（奥山英幸議員）** ありがとうございます。

そうすると、例えば町で行ってきた取組や、あとはメディアでのニュースなどのものが浸透してきて、空き家を持っている町民の方の空き家を何とかしなくちゃならないというところに気持ちが変わっていったことでの、何か町民の意識が変わったということでの受け止めでよろしかったですか。

**○丹野貞子議長** 「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 担当している所管そのものは、何か手前みその的なことは発言しにくいと思いますが、私として、大きな空き家対策問題について、社会的な機運が高まっているということはもちろん前提としてありますが、そういう中で、やっぱり専門セクションを置いたということが大きいかなというふうに思います。

国の空き家対策についてのいろんな制度的な枠組みも、より公共的な部分で関与できやすいような環境づくりがなされている。そしてまた、先ほどの答弁で申し上げましたが、権利関係が非常に難しい。あと、所有者等へのアプローチも非常に難儀する。

そういう中で、やはり専門的なセクションを置いて、きめ細かく実務を通していく中で、法律的な知識も含めて、制度的な知識も含めて、組織の中に蓄積されているということが大きいかなというふうに思います。

あわせて、そういった様々なアプローチをする中で、空き家を解消する、あるいは未然に防ぐ、そういった両面から、どこにどういった手だて、支援が機能していくんだろうか、実効性のある施策となるんだろうかということも含めて、やはりそこに組織的な対応のノウハウが蓄積され始めていると思います。

ただ、これは短期面でそういったことがあ

りますけれども、やっぱり長期的にはまだまだ潜在的には増えていく情勢にあると思いますので、しっかり取組を強化していく必要があるというふうに思っております。

**○丹野貞子議長** 「11番奥山英幸議員」

**○11番（奥山英幸議員）** ありがとうございます。

本当に社会的な機運が高まるという点では、私も本当に理解させてもらっていますし、また町の取組として専門の方を置いて対応しているということも、本当に功を奏しているのかなということで、私も本当に理解し、評価させてもらっております。この減少傾向がぜひ続くように、今後も、取組をお願いしたいと思います。

続きまして、別な再質問をさせていただきます。空き家について、改めて再質問です。

空き家ランクがAからDの4段階に分かれております。安心・安全の観点から、特にC、Dの管理の行き届いていない空き家を減少させることが大きな課題かと考えております。当然、所有者の権利も尊重しなければならず、個人の所有物であることを考えると、非常に大きな課題と私自身も捉えております。

AからB、BからC、CからDというふうに移行しないように適切に対応することが求められると考えますが、特にBからC、いわゆる特定空き家に移行しないように取り組むことが重要ではないかと考えます。

改めて、特定空き家に移行しないため、具体的にどのような取組が行われているのかをお伺いいたします。

**○丹野貞子議長** 「日塔空き家対策主幹」

**○日塔俊浩空き家対策主幹** BからCと管理不全空き家に移行しないような手だてとしまして、町から所有者への働きかけでございますけれども、繰り返しお話しさせていただいておりますけれども、適正、適切な管理の啓発の周知ということで、文書なども送らせていただ

いているところでございます。

あと、空き家の無料相談窓口なども開かせていただいているということでございます。

あと、直接的には、悪くなった、危険になった空き家について、危険になりそうな空き家も含めてですけれども、使わなくなった空き家も含めてなんですけれども、除却ということで、補助金の手だてもさせていただいておりますので、そちらを活用していただいて、個人の財産になりますけれども、周辺環境に影響のないような形で、皆さん、その財産管理を行っていただければということで取組を進めているところでございます。

**○丹野貞子議長** 「11番奥山英幸議員」

**○11番（奥山英幸議員）** その相談窓口の件で、改めてお伺いいたします。

その相談窓口においては、BからCに移行するような相談というか、今現状、特定空き家になりそうだと、そのような相談は増えておりますでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「日塔空き家対策主幹」

**○日塔俊浩空き家対策主幹** 相談の内容でございますけれども、いろんな相続関係とか、あと活用したいとか、あと活用の中で売りたい、貸したい、あと除却したいなどの相談がありますけれども、今状态的にそんなに悪くないんですけれども、今後その使用が見込まれないという空き家については、大きくは活用というところでどうかしようという相談者の方のご意見が多かったというふうに捉えているところでございます。

**○丹野貞子議長** 「11番奥山英幸議員」

**○11番（奥山英幸議員）** 分かりました。ぜひBからCに移らないような事前の対応、それは強く図っていただければと思っております。

続きまして、改めて空き家の再利用について再質問させていただきます。

空き家バンクの制度に関するアンケートで

は、知っている、聞いたことがあると答えた方が70%と比較的高い状況にあるものの、実際に登録したいと答えた方が12.2%と、知っているけれども利用しないと考えているところに大きな開きがあり、その理由も確認、対策を行う旨の町長からのご答弁だったと思います。

そこで、改めてお伺いします。今年度の空き家についての相談は、再利用に関する内容、例えば令和5年度と比較してどのように変化しているのか、どのようなものが多いのか、昨年と比較して内容が同じなのか、それとも何らかの変化があるのかを、お伺いいたします。

**○丹野貞子議長** お答え願います。

「日下部くらし応援課長」

**○日下部敦子くらし応援課長** 空き家の相談内容ということでございますが、くらし応援課のほうで空き家バンクのほうの受付、相談窓口をしております。

先ほど、町長答弁では、空き家バンクに登録が7件ということでお答え申し上げましたが、町長の答弁調整の段階では7件ということでしたが、今現在、調査が終わりまして、新たに登録された空き家が1件増えておりまして、現在は8件ということで空き家バンクのほう登録されております。

空き家バンクにつきましては、やはり空き家になった段階で、どのように活用したらいいかということで悩まれている方が大変多いということで、そういった方に、空き家を放置すればすぐに危険な空き家になってしまうということを分かっていたきたいということで、町のほうでも固定資産税の納税通知書のほうに空き家の利活用についてのチラシを同封させていただくなど啓発をさせていただいているところでございます。

今年度、相談ということでございますけれ

ども、空き家バンクへの登録の相談ということで、随時、くらし応援課のほうでは受け付けさせていただいておりますので、そういった中で、皆さんに空き家の利活用について考えていただきたいと思います。

**○丹野貞子議長** 「11番奥山英幸議員」

**○11番（奥山英幸議員）** ありがとうございます。

内容についてはいかがですか。令和5年度と今年度に入ってからの変化とか、何かこういったものが多くなったとか、現時点での何か変わったところとか、もしくは前年度とほぼ変わらないが件数は増えたということなのかを再度お伺いします。

**○丹野貞子議長** 「日下部くらし応援課長」

**○日下部敦子くらし応援課長** 令和5年度と令和6年度の相談内容に特に大きな違いがあったかといいますと、内容については特に大きな違いはないかと思います。例年同じように、空き家になってしまった住宅の利活用について、どのようにしたらいいとか、あとは空き家の登録の仕方、空き家バンクへの登録の仕方ということでの相談が多いと考えております。

**○丹野貞子議長** 「11番奥山英幸議員」

**○11番（奥山英幸議員）** 分かりました。大変ありがとうございます。

空き家については、何度も申し上げているとおり、当然当町での大きな課題でもありますし、これは全国的にも大きな課題であります。

ただ、実際の状況としては減少傾向にあるということで、これは大変町での取組が非常に功を奏している、また先ほど町長からご答弁もあったとおり、町民の方に浸透していると。いろいろ働きかけを行った結果、やっとな芽が出てきたということでの今状況なのかなというふうに考えております。

ぜひ空き家に関しては、このまま減少傾向

で続けられるようお願いをして、また取組もさらに強化をお願いして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**○丹野貞子議長** 以上で11番奥山英幸議員の一般質問を終わります。

ここで10時10分まで休憩します。

休 憩 午前 9時54分

再 開 午前10時08分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

次に、12番吉田芳美議員の一般質問を行います。

「12番吉田芳美議員」

**○12番（吉田芳美議員）** 12番、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、質問事項の1は、紙ベースの健康保険被保険者証の廃止で、マイナ保険証への移行についてお伺い申し上げます。

デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードについて、国民の利便性向上の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法令に基づき、12月2日から現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。

河北町議会は、全国の多くの自治体と共に、マイナンバーカードが広く国民に定着するまでは紙ベース被保険者証の継続を要望しましたが、国の制度変更には至っておりません。

後期高齢者医療保険の場合、新しい被保険者証は、令和6年8月1日に交付されました。令和7年7月まで有効とされています。

医療機関は、本年9月までにマイナ受入れ機器の設置を終えて、基本マイナ保険証での病院受診となります。高齢者にとっては、長きにわたって使用してきた紙ベースの被保険者証がなくなり、マイナ保険証で受診することへの不安を感じています。

2点質問いたします。

1点目は、河北町住民登録者数に対する町民のマイナンバーカード取得状況について伺います。

2点目は、マイナンバーカードを持たない方やマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録がお済みでない方への対応などについて伺います。

質問事項の2に入らせていただきます。

選挙投票終了時間を1時間繰り上げることについて伺います。

公職選挙法により、投票時間は原則午前7時から午後8時とされていますが、地域の事情等により、繰り上げは可能とされています。既に県内半数以上の自治体で投票時間の繰り上げが検討されています。

具体的には、投票時間を法定の午後8時より1時間前の午後7時に繰り上げる。理由は、市町村が選任する立会人の負担軽減、職員の時間外手当の削減に加え、IT機器の発達と期日前投票の浸透によって、午後7時以降の投票率が低いことも挙げられます。これにより、開票開始時間も早まります。

近隣では、村山市、南陽市、寒河江市、山辺町も相次いで投票時間終了を1時間繰り上げ、午前7時から午後7時にすることを決めております。

今後、山形県の知事選挙、参議院選挙、衆議院選挙が予定されています。河北町の検討状況をお伺いいたします。

1点質問いたします。

投票終了時間を午後8時から1時間繰り上げ、午後7時とすることについてお伺いいたします。

続きまして、質問事項の3に移らせていただきます。

河北町産サクランボ高温障害の被害状況についてお伺いいたします。

県全体の収穫量が昨年度の1万3,000トンに対し、今期は8,700トンと記録的な不作で、かつてない収穫量の大幅な減少に見舞われました。

この影響により、ふるさと納税返礼品も、県のまとめでは、今期発送を予定する3万3,000件のうち、全体の23.7%に当たる8万3,600件が未発送とのことでした。

河北町は、町としてサクランボ生産量日本一を掲げ、全国からふるさと納税寄附金を頂戴し、返礼品としての河北町産サクランボに高評価をいただいています。

しかし、7月1日、町のホームページには、ふるさと納税返礼品に対するお詫びとして、今年は冬の降雪量が少ないことが影響し、着果にふぞろいが生じ、6月に入って実が潤む高温障害発生により、大量の廃棄処分を余儀なくされました。サクランボを返礼品としてご希望された方々に対し、品不足となり発送ができないとのメッセージでした。

また、生産農家の悲鳴は至るところで耳にし、全国ニュースでも取り上げられました。

町の高温障害による被害状況や返礼品への対応と、そして営農意欲を継続してもらうための県や町の支援策をお伺いいたします。

3点質問いたします。

1点目は、令和6年度サクランボ高温障害等による被害についてお伺いいたします。

2点目は、ふるさと納税の返礼品への影響と、その対応状況についてお伺いいたします。

3点目は、生産農家の減収に伴う支援策についてお伺いいたします。

続きまして、質問事項4に移らせていただきます。

旧町民プール跡地の住宅整備事業が停滞していることについて伺います。

整備に向けて、民間事業者の持つ創造性と技術力、経験などを生かした公募型プロポー

ザルを実施したが、応募はなかった。この結果を踏まえて、旧町民プール跡地に新しい住環境を整備する事業手法として、分譲地の整備から販売まで行政主導で行うとし、その具体的な実施方法の検討に着手していくと、5月30日開催の議員全員協議会において説明がありました。

2点質問いたします。

1点目は、この5年間、宅地分譲の方針が多岐にわたり変更され、前に進んでいない実態がある。このことについて、経過と問題点をどのように検証されたのか、お伺いいたします。

2点目は、分譲地整備から販売まで行政主導で行う、そしてその具体的な実施方法の検討に着手していくとあるが、その中身をお伺いいたします。

再質問を留保し、一般質問を終わります。

**○丹野貞子議長** 12番吉田芳美議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 12番吉田芳美議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、紙ベースの国民健康被保険証の廃止で、マイナ保険証への移行についてお答えいたします。

1点目の河北町住民登録者数に対するマイナンバーカードの取得状況について申し上げます。

令和6年、今年7月末現在の状況でございますが、住民登録者数は1万6,869人で、マイナンバーカードの交付枚数は1万3,314枚、交付率は78.9%となっております。

2点目の後期高齢者医療において、マイナンバーカードを持たない方や、マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録がお済みでない方への対応について申し上げます。

後期高齢者医療被保険者証は、毎年8月1

日から更新となるため、今年度は7月中に、後期高齢者医療制度の加入者全員に、令和7年7月31日までに有効な後期高齢者医療被保険証を交付しております。

既に、マイナンバーの保険証を持っておられる方は、マイナ保険証と後期高齢者医療被保険者証の両方が使えることになります。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正により、令和6年12月2日から、後期高齢者医療被保険者証等が廃止となり、新規発行が終了いたしますが、交付しました後期高齢者医療費保険証の有効期限である令和7年7月下旬に、マイナンバーカードを持っていない被保険者やマイナンバーカードを健康保険証として利用する手続をしていない方には、申請手続をすることなく、令和8年7月31日までの1年間有効な資格確認書が交付されることになり、その資格確認書を医療機関に提示することによって、これまでどおり医療の提供を受けることができます。

政府においては、現時点において、資格確認書の廃止の期限は設けていないとしておりますので、山形県後期高齢者医療広域連合では、資格確認書は毎年更新することとなっております。

なお、マイナンバーカードの申請は任意であり、町ではできるだけ多くの方から申請していただくために、河北町べに花の里振興公社に委託し、ひなの湯で申請受付を行っております。

また、高齢者で役場に来られない方や介護施設等に入居している方には、要望があれば申請者が1人であっても職員が出向き、出張申請受付を昨年度から引き続き行っているところであります。

質問事項2につきましては、選挙管理委員会より、お答え申し上げます。

河北町産サクランボ高温障害の被害状況についてお答えいたします。

1点目の令和6年度に発生したサクランボ高温障害などによる被害状況について申し上げます。

県の農林水産部調べによりますと、当初、着果数が平年よりも少なく、双子果が多いことなどから、予想収穫量は平年よりもやや少ない1万2,100トンと見込んでおりました。5月下旬から6月上旬に着色が急激に進み、その後、6月中旬にかけて最高気温が30度を上回る日が連続するなど、過熟果の発生が多くなり、収穫量は8,700トンと大きく下回る結果となりました。

本町の状況は、JAさがえ西村山の調査では、当初、昨年夏の高温の影響による双子果が多いことなどから、JAの取扱量を平年よりもやや少ない270トンと見込んでおりましたが、先ほど述べました6月上旬からの高温続きで収穫期が早まり、収穫が追いつかず、過熟果等の発生が増加し、133トンと半分以下の取扱量となりました。

産出額につきましても、前年より単価は上がりましたが、3億6,300万円にとどまり、前年比で4割弱の産出額となりました。

県内主産地の6つのJAのサクランボ全体の取扱量は、昨年度と比べ43%の取扱量となり、生産者の中には、高温予想に対応して反射シートを撤去し、収穫を早め、品質が良好に終えたところもありますが、面積の多い生産者などでは収穫が間に合わず、収穫量が減少する結果となりました。

2点目、ふるさと納税返礼品への影響について申し上げます。

具体的な影響につきましては、令和6年産のサクランボを希望された寄附件数、寄附額は、8,293件で3億1,420万3,000円となっております。このうち、未発送の件数は692件で、

寄附額といたしましては1,643万9,000円分に相当し、寄附件数の割合で申し上げますと、サクランボ希望された寄附者の約8%の方に、サクランボをお届けできない結果となりました。

また、一度お届けさせていただいたものの、潤みなどの傷みがあることなどによるクレーム件数242件を頂戴しております。

ふるさと納税の返礼品として、河北町産のサクランボをご希望された多くの方々に対しまして、楽しみされていたのにお送りすることができなくなってしまったことにつきましては、非常に残念なことであるとともに、申し訳なく思っております。

これら未発送の方やクレームをいただいた方に対しましては、おわびの文書を送付し、河北町産のサクランボ以外の果物やお米を代替品として希望された返礼品をお送りするよう対応を取らせていただいております。

3点目の生産農家の減収に伴う支援状況について申し上げます。

サクランボ生産農家にとって、今年は厳しい経営環境となっております。様々な対策を取り、どのようにして生産量を上げ、収益を上げていくか、生産者一人一人が戦略を練りながら取り組んでいる状況です。

町としましては、1市4町で組織する西村山地方総合開発推進委員会と西村山地方議長協議会と共に、これからも見込まれる温暖化に対応できる品種の改良や晩生品種への転換誘導、高温対策資材・設備への導入支援を西村山地方開発重要事業緊急要望書として県に要望いたしました。

また、先月行われた県との意見交換会で示されたサクランボの高温対策支援について、来年の収穫に向けて、直射日光を遮る遮光シートや温度上昇を軽減する反射シートの購入、水の冷却効果で果実やハウス内の温度の上昇

を抑制する散水設備の設置などの支援に、町も連携して支援することとし、このたびの9月補正予算に計上させていただいております。

さらに、農業経営の継続安定等に必要な運転資金の融資に対して利子の一部を補給する農林漁業天災対策資金に取り組むとともに、今年の夏の対策として、直射日光を適度に遮り、花芽や果実温の上昇を抑制する遮光シートを今年7月から9月までの間で購入し、対策を実施した農家、実施する農家に対して、町単独の施策として既決の補助事業の中で支援しております。

そのほかにも、県の高温対策支援として、対策マニュアルの作成、さくらんぼ高温対策推進フォーラムの開催、双子果対策実証事業の実施、品種転換支援として、佐藤錦から晩生品種等への改植の支援を行うこととしており、併せて県が行うかん水や施肥、消毒など、サクランボの高温対策栽培技術をJAと共に推進してまいります。

今後とも、自然災害への対応といたしまして、様々な補助事業の活用のほか、農業経営収入保険などセーフティネット制度への加入を促すとともに、災害発生前後の技術対策の周知などを実施し、県やJAと連携して支援してまいります。

次に、旧町民プール跡地の住宅整備についてお答えいたします。

1点目、住宅整備の経過と検証について申し上げます。

令和3年3月に策定した第8次河北町総合計画の施策の一つに、人を呼び込む移住支援として、旧町民プール跡地を活用した子育て世代を念頭に置いた住環境を整備するための宅地開発を検討し、若者の地元回帰と転出抑制を図ることとし、令和3年度より旧町民プール跡地の宅地開発の検討を進めてまいりました。

当初の計画では、子育て世帯への支援を考慮した賃貸住宅を含む事業内容とし、令和4年度には旧町民プール跡地利用基本調査業務を実施いたしました。基本設計や概算事業費を算出いたしました。その結果を踏まえ、後年度の費用負担の面から、賃貸住宅については行わないこととし、分譲地整備を行う手法として、山形県住宅供給公社と協定を結び、事業を代行してもらう公社立替施行制度の活用と、民間事業者の持つ創造性、技術力、経験等を生かした公募型プロポーザル方式について比較検討を行うこととしたところです。

これを受けて、令和6年2月から4月にかけて、プロポーザル公募を実施いたしました。結果的に民間事業者からの申込みはなく、この結果を踏まえ、旧町民プール跡地に新しい住環境を整備する事業手法として、分譲地の整備から販売までを行政主導で行うことといたしました。

現在、その具体的な実施に向けた検討に着手しているところであり、旧町民プール跡地の住環境整備については、より実効性のある事業手法となるよう丁寧に検討を進めているところであります。

町といたしましては、加速する人口減少に歯止めをかけるため、若者の地元回帰や町外への人口流出を防ぎ、町への人の流れをつくるという第8次総合計画に位置づけられた目標を達成するため、一貫した考えに立ち、手順を踏んでいるものであります。

2点目の分譲地整備から販売まで行政主導で進めるとあるが、その具体的な実施方法の中身について申し上げます。

5月30日に開催された議員全員協議会の説明の中で、旧町民プール跡地に新しい住環境を整備する事業手法として、分譲地の整備から販売まで行政主導で行う方針を説明いたしました。

行政主導の事業手法の一つとして、山形県住宅供給公社の公社立替施行制度で行うことを検討しております。

この手法は、公社がそのノウハウを生かし、工事発注から引渡し、事業資金の確保、支払い事務まで一貫して市町村の代行を行う制度でございます。

町と公社が協定を締結した上で分譲地の整備を行うものであり、この制度を活用する場合、技術面における専門的な業務が代行されることで、良質な品質管理が確保されること、町が市中銀行から直接借り入れる場合の金利と比較して低い手数料で分割払いが行えることなどで、財政的な負担の平準化が図れることなどがメリットとして挙げられます。

今回の9月補正予算に計上しております地下埋設物試掘調査の結果を踏まえ、速やかに事業に着手できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

**○丹野貞子議長** 「須藤選挙管理委員会書記長」

**○須藤俊一選挙管理委員会書記長** 質問事項2の選挙投票終了時刻を1時間繰り上げることにについては、選挙管理委員会よりお答えいたします。

質問要旨の投票終了時間を午後8時から1時間繰り上げ、午後7時とすることについて申し上げます。

公職選挙法第40条では、投票所の開閉時間について「投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げるこ

ができる」と規定されております。

現在、町で行われる選挙での選挙当日の投票時間は、平成9年の改正で、投票所の終了時刻が午後6時から午後8時に2時間延長されてから、全ての投票所で午前7時から午後8時までとしております。

令和5年4月に執行されました河北町議会議員選挙の投票状況を見てみますと、投票者総数9,459人のうち、期日前投票者は3,413人で、投票者全体の36.1%となっております。

また、当日投票者5,974人の時間別投票者数について速報値による午後7時台の投票者は108人で、1.8%にとどまっております。

本町においても、期日前投票制度が定着していることや、午後7時台の投票者数も少ない現状である、そういったことから、投票時間の繰上げについては検討すべき時期と認識しております。

繰上げすることで、長時間の立会いによる投票立会人の負担軽減、また職員人件費などの経費削減などが図られ、さらには投票開始が早められ、開票結果を迅速に公表できることが見込まれております。

選挙管理委員会といたしましては、投票率の向上が課題となっている現状において、選挙執行側からの視点だけでなく、選挙人の投票の機会を確保するという選挙人の視点も十分踏まえ、慎重に議論を進めている段階でございます。

以上、お答えいたします。

**○丹野貞子議長** 答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「12番吉田芳美議員」

**○12番（吉田芳美議員）** ありがとうございます。

まず、最初にマイナンバーカードのほうからお伺いいたします。

先ほど町長答弁の中では、計算しますと

3,555の方が河北町ではマイナンバーカードを持っていないというふうなお話だと思います。3,555人。

二、三日前の新聞の社説にちょっとこんな記事がありましたので、ご紹介させていただきます。

「現行保険証あと3か月」と。これは12月2日から、保険証が、紙のやつが廃止されるというような内容だと思います。大見出しとして、「廃止強行は無理がある」と。ちょっと記事を読みますと、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに保険証機能を持たせたマイナ保険証へ一本化する12月2日まで、3か月を切ったと。しかし、移行の前提となるマイナンバーカード保有の割合は、なお70%台半ば、マイナ保険証の利用率に至っては、この1年で4ポイント強しか上がらず、いまだに10%程度にとどまると。政府はそれなりに普及に努めたはずなのに、この状況だと。12月時点で大半の国民が無理なくマイナ保険証を使えるようになるのは望み薄いだろうと。政府はデジタル社会のパスポートとしてマイナンバーカードの高い機能、利便性をアピールする。だが、使い慣れた現行保険証に国民は何の不便不満も感じていない。だから、マイナ保険証が普及しないのではないか。にもかかわらず、本来任意のはずのマイナンバーカード取得を事実上強制することになる現行保険証の廃止は、やはり乱暴で無理があると、そういうふうな社説でした。私も、ある程度考えは分かるなあというふうなことをちょっと感じています。

9月に入って、河北町内の民間個人病院に私、2回ほどお邪魔させてお話をちょっと伺いました。マイナンバーカードを持って受け付けされた方、どのくらいいますかと。実際には1割程度ですと。そして、受け入れる受診側のほうで選択があるわけなんです、最

初の方はなかなか戸惑うと、これは当然のことだと思います。ですから、顔認証をお願いしているんですと。顔認証でしますか、暗証番号でしますかというふうな二つがあるんですが、大半の方は顔認証でやっている。マスクを取らなくちゃいけないと。

そして、例えば車椅子で来られた方は、そのリーダーに対して車椅子というのは低い位置にありますので、なかなか顔認証を取れないと、難しいと。

そして、ある方はこんなことも言っていました。暗証番号と言ったって私何番だか分からないと。そして、こんなやつを毎日毎日持って歩くのだったら、必ず多分いつか落とすだろうと、紛失するだろうと。そうしたときに、あなたのマイナンバーカード12桁、分かりますかというふうに言われたって、分からないと。

それで、高齢者の方が困っているというふうな内容は、多分医院のほうでもいろんな内容の対応をさせていただいているというふうにはよく分かるんですが、非常に現場のほうはやっぱり混乱がするだろうと、そういうふうな予測はもう十二分に私はできるのかなというふうに思っています。

そして、施設にもお伺いして話をお伺いしました。ほとんどの方が自分で、何だかんだというふうな内容を言える状態ではないと。中には、車椅子に寝た状態で病院に受診に行くというふうな方もいると。そうしたときに、当然、顔認証なんかできっこないわけですから、目をつぶっているわけですから。意思表示が全くできない代わりに、施設の方が付き添って、この方のやつを全部やってあげなくちゃいけないと。ということは、非常にやっぱり施設側のほうの付添いの方も労力が要ると。あと、病院のほうも非常に大変だと。そういったところがよく分かりました。

そして、高齢者にとってはマイナンバーカードの文字が小さ過ぎる、見えない。

そして、昨日私はマイナンバーカード、自分のやつをよく見たら、一番最初に取ったものですから、来年には有効期限が切れますよというふうな内容に気づきました。そして、自分が受診したときに、お医者さんから1割取られる、2割取られる、3割取られるというやつが、紙の健康保険証でしたらちゃんと明記されているんですが、マイナンバーカードでは分からないと。ですから、診察を受けて、診察ポイントのレシートが出てきたときに、2割だったか1割だったかというふうな内容もなかなかやっぱり定かでない。

そして、不手際があったときには10割を出さなくちゃいけないというふうな問題も当然出てくる。そういったことを町民は必ずやっぱり経験するような状況に私は一定あるのかなというふうには思っています。

先ほど町長答弁の中に、マイナンバーカードを登録しない方は資格制度確認書というふうな内容を3,555人の方にお送りしますよと、その保険証を持って受診しなさいよというやつは一応分かりました。ただ、3通りの方法でお医者さんを受診するというふうな内容には、やはり混乱が初期の段階で当然発生するのかなというふうには思った次第です。

担当課長のほうも、なかなか答弁書をまとめていただいたというふうには理解するんですが、やっぱり国の政策なので、なかなか地方の自治体がこうだあだというふうな内容もやはり言えないかもしれませんが、やはり河北町の町内の医師会の方々と、あと施設の方々と、全てそういった問題が今後来るであろうというふうなことを予知していただいて、対応をお願いしたいと。

その辺のところの取組状況について、今の段階、今後について、この2つ、ちょっとお

聞きしたいと思います。

**○丹野貞子議長** 「今部税務町民課長」

**○今部憲治税務町民課長** お答えします。

議員おっしゃるとおり、私もそのように感じているところでございます。

12月2日以降、新しい国民健康保険証が廃止になりまして、その代わりに資格確認書というものが発行されますので、それを持っていきますと、今まで同様、紙の保険証と同様に使えるようになっておるところでございます。

町長答弁にもありましたように、後期高齢者の被保険者証につきましては、1年間の更新になっていますので、今送られている被保険者証は来年の7月いっぱい切れますので、来年の8月からはマイナンバーカードをお持ちでない方、あとひもづけをされていない方につきましては、資格確認書というものがお送りされます。2年後になっても持っていなければ、また資格確認書というものがお送りされます。3年後になってもまだマイナンバーカード等を持っていなければ、資格確認書というものがお送りされますので、被保険者証はなくなるのでありますが、その資格確認書を持って今までどおり受診できることになります。

ただし、マイナンバーカードを持っていて、今、保険証とひもづけしている、いわゆるマイナ保険証を今お持ちの方につきましては、現在のところはマイナ保険証もしくは紙の保険証で受診することになるのですが、来年以降はマイナ保険証で受診することになるのですが、最近の情報でありますと、現在、マイナ保険証の利用登録をしている方についても、今年の10月以降からマイナ保険証の利用の解除をできる申請ができるというような話もございます。

あと、2点目の施設のほうについてござ

いますが、やっぱり町長答弁にもありましたように、マイナ保険証は強制ではなく、自分が作りたいと思った方が申請できるものでありますので、施設についても、うちのほうで事務の方に連絡を差し上げまして、入居者の方でもし作りたい方がいれば、うちのほうで訪問して写真を撮って申請しますということでご案内をしているところでございます。

参考までに、今年度に入ってからロジェさんで2名、あとはみやま荘さんのほうに訪問して55人の方から申請をいただいたところでございます。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「12番吉田芳美議員」

**○12番（吉田芳美議員）** 町民の方から聞かれたのですが、マイナンバーカードを紛失した場合、河北町役場の税務町民課に行けば再発行してくれるんですかと。そして、再発行してくれるまでの期間はどうすればいいんですか。医者に行くなというんですか、それとも代わりに即効性のある証明書みたいなやつを発行してくれるんですかと。そして、そこにお金はかかるんですかと。この質問に対してお答えください。

**○丹野貞子議長** 「今部税務町民課長」

**○今部憲治税務町民課長** マイナンバーカードを紛失されますと、まず紛失されたということを経験して警察に届けてもらわなければなりません。その後に町のほうに来てもらって、その再交付の手続をすることになります。

その期間中は、手続については……

**○丹野貞子議長** 暫時休憩します。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時50分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

「今部税務町民課長」

**○今部憲治税務町民課長** マイナンバーカードを紛失した場合につきましては、今までお持ち

の健康保険証を持って受診することになります。ですので、落とした場合は警察のほうに紛失届をして、町のほうで再交付の手続をするということになります。

**○丹野貞子議長** 「12番吉田芳美議員」

**○12番（吉田芳美議員）** 分かりました。まず、警察に行って届出をしてくださいよと、そういうことですか。

**○丹野貞子議長** 「今部税務町民課長」

**○今部憲治税務町民課長** 申し訳ございません。あと、時間と費用でございました。

大体、再交付するには2週間ほどかかります。それで、再交付の場合は1,000円という手数料がかかりますので、その間は被保険者証で受診してもらうことになります。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「12番吉田芳美議員」

**○12番（吉田芳美議員）** 2週間かかると。その間、受診するときには、全額負担で受診しろということなんですか。

**○丹野貞子議長** 「今部税務町民課長」

**○今部憲治税務町民課長** その間は、今までどおり、普通であれば3割負担で受診することができます。

**○丹野貞子議長** 「12番吉田芳美議員」

**○12番（吉田芳美議員）** いろいろ多分問題もあるのかなというふうなことが出てくると思います。そして、町民のほうからも多分いろんな内容で問合せが行政に入るのかなというふうに思います。やはりQ&Aの問答集みたいなやつをきちんと作っていただいて、行政のほうで、昨日はこう言ったけれども今日はこう言ったというふうにならないように、やっぱり対応をしっかりお願いしたいと。

やはり高齢化率がもう39.何がしというふうな内容で、10人に4人はやっぱりもう後期高齢者に差ししかかっているということを考えれば、分かりやすいような形で、そして分か

っていても今度は物忘れするというふうな方もたくさんいらっしゃると思いますので、その辺のところを含んでいただいて、よろしくお願いします。

続きまして、サクランボのほうに入らせていただきます。

本当に被害の大きさに、私自身先ほどの数字を聞いてびっくりいたしました。昨年度と比較して約43%ぐらい落ちたと。本当に農家の方は大変な思いをされたのかなというふうに思っています。

あと、ふるさと納税でサクランボに寄附された件数が8,293件、これが予定どおり出荷されれば3億1,420万円というふうな先ほどの答弁でしたが、全て発送はできなかったと。でも、未発送が692件に頑張っって抑えられたと。そして、その被害額が1,643万円というふうな内容で、約8%の方には、申し訳ないけれども河北町産のサクランボをお届けすることができなかったというふうな実態を教えてくださいました。

そして、この中に、サクランボを送ったけれども、242件のクレームがあったと。送ってもらったサクランボがうんでいたと。これに対する対応として、町産の果物とか、お米とか、そういったもので対応するというような先ほどの町長答弁でしたが、その辺のところの状況について、クレーム242件の中身、また農家の苦悩とか、そういったことがあれば、所管の課長のほうから、ちょっとお伺いしたいと思います。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** 12番議員の質疑にお答え申し上げます。

まず、クレームの内容につきましては、町長答弁でもございましたように、潤みがひどいというクレームがほとんどでございます。これまでですと、本町におきましては、サク

ランボの返礼品といたしましては、佐藤錦、紅秀峰、この2品種でございます。例年ですと、佐藤錦の潤みがひどい場合、返礼品できない場合には、代替品といたしまして次の紅秀峰で対応したりというふうにこれまでしてきたところでございますが、今回、紅秀峰の時期も非常に早い収穫となりまして、既にサクラランボ自体、送れる代替品がないということで、返礼品の事業者さんと協議いたしまして、代替品といたしましては、川中島の桃、シャインマスカット、ラ・フランス、それからリンゴ、さらには令和7年度産のサクラランボを送っていただきたいということで、ご希望なされる方に対しましては、希望どおりの代替品を準備させていただいたということでございます。

**○丹野貞子議長** 「12番吉田芳美議員」

**○12番（吉田芳美議員）** ありがとうございます。本当に自然災害というふうな内容で、担当された方はご苦労なされたかなというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、さくらんぼ部会に加入している方々には、そのシート代を少し助成するというふうなお話もお伺ひしています。

さくらんぼ部会に入られていない河北町のサクラランボ農家さんというのは、どのくらいの割合になっているか、もし分かれば教えていただきたいです。分からなかったら、後ほどで結構です。

私が何軒か農家さんを歩いたときに、私のうちでは、ここ2間ぐらいしかないんだと、10本ぐらいしかないんだと。だから、さくらんぼ部会に年会費を収めて払っていないんだと、だからシートの助成はもらえないんだと。そういうふうな認識の方が何人かいらっしゃいました。

多分、多くの方は部会のほうに入られて、

様々なサクラランボの対策について勉強もされている方々だと思うんですが、やっぱり河北町全体で考えれば、多くのサクラランボ農家さんの末端まで、そういった対策が横展開できるような形を私は望みたいと思いますので、後ほど分かればちょっと教えていただければと思います。答弁はいいです。後ほどで結構です。

続きまして、選挙のほうについて触れさせていただきます。

先ほど、選挙管理委員会のほうの答弁では、検討すべき時期と認識している、慎重に議論をしていると。私は、次の県知事選挙から、やってみることができないのかなというふうにちょっと思っているものです。多くの自治体は、県知事選からやるよと、そんな話も聞こえてきますので、その議論の中身について教えていただければお願いいたします。

**○丹野貞子議長** 「須藤選挙管理委員会書記長」

**○須藤俊一選挙管理委員会書記長** 昨年度におきましては、選挙管理委員会のほうの事務といたしましては、まず県の議会議員選挙に始まりまして、町議会議員選挙、さらには昨年度中は町議会議員選挙に関わる、当然これについての事案などもありまして、それに関わるいろいろ手続等を踏まえて、最終的には今年1月に迎えるまでの間、いろいろと業務を委員会のほうでたくさんやらさせていただいたところでございます。

実質的には、そうした経過の中で、昨年12月に新しい現状の選挙管理委員会の組織も立ち上げた中で、その辺から、この今話し合っている投票時間の繰上げというものを、本格的にお話をさせていただいたような経緯でございます。

議員お話しのとおり、県内各所で繰上げという部分での動きがあるという認識は、その当初から、今の新体制の当初から、お話を課

題として捉えて精査させていただいておるところです。

例年、3か月に1回、定例の委員会というものを実施した中で、その都度協議、その事案についてお話などもさせていただいておりまして、大方、今後の方向性については、選挙管理委員皆さんのご意見というものをまとめて、方向としてはまとまっているところでございます。

今後、さらなる委員会を開催した中で、できるだけ早く、そういった議員の方々への報告、あるいは町民、有権者への公表といえますか、そういった周知も含めながら、できるだけ早い段階で、そういった決断の方向性を委員会として、発するというような状況に今至っているところでございます。

この場で、いつからという部分は、なかなか申し上げられない今の実情ではございますけれども、その辺、今後の選挙を織り込みながら、我々としても迅速な対応を進めていきたいという考え方でいるというところです。

**○丹野貞子議長 「12番吉田芳美議員」**

**○12番（吉田芳美議員）** ありがとうございます。ぜひ早急に決定を下していただければというふうに思っております。

先日の新聞に、山辺町も1時間以上繰り上げますよというふうな話がありました。そして、河北町は選挙投票所が15か所、山辺町は12か所、そのうちの3か所は、さらに1時間繰り上げて6時に終了するというふうな記事も見ました。これは山間地だと。山間地のところは6時終了にすると。それで、どんなところなのかなというふうな内容で、山辺町のほうの投票所3か所をある程度見てみました。やはり山辺町と朝日町の山を越す中山間地というふうな内容で、投票用紙を移動するのに約30分近くやっぱりかかるような距離ということが背景にあるのかなというふうに思った

次第です。また、投票の用紙もそんなに多くないと。

河北町の場合は、もう平場な土地であり、5分、10分ぐらいで全て15の選挙区から集まるということが可能な町であり、やはりもっともっとスピーディーに、そして職員の働き方改革につながるように、夜の12時まで作業をやって、次の朝8時からまた仕事をするとなっちゃうと、非常にやっぱりご負担が私にかかるのかなと思います。

私も選挙立会人を何回かさせていただきました。そのときには、12時を過ぎたというふうな刻限もございました。本当にやっぱりこれはつらいものです。当然、職員の皆さんもかなり頑張ってもらっちゃって、帰るに帰れないというふうな内容かと思いますので、きちんとどんどんと開票のスピーディーさというやつも増していますので、一步一步前のほうに進めていけるような選挙体制にぜひお願いしたいと思います。

町民の方も、36%近くが不在者投票をなさっているという内容で、当日投票というのは5,000何がしということで、相当数、不在者投票の率が高いということも今回教えていただきましたので、その辺も含めてよろしく願いたいと思います。

最後の質問に移ります。

プール跡地の問題について触れさせていただきます。時間のほうも押し迫っていますので、簡単にちょっと申し上げます。

今回、7月25日、26日の山形県を襲った大変な豪雨災害と、今回、河北町のほうは比較的、被害というやつは一応なかったのですが、やはり最上川下流域のほうの最上地域、あと酒田地域、大変なやっぱり私は内容だと思いました。集落全体がのみ込まれちゃったと。

そういうふうなことを考えたときに、これまでなかったような災害が、今後やはり起こ

り得るであろうというふうなやはりまちづくりというやつを、私はやっていけなくちゃいけないのかなというふうに思っています。

そこで、まず最初の質問なんですが、旧プール跡地は、ハザードマップ上では、やはり浸水区域になっています。ですから、浸水区域に人を呼び込む住宅地を建設するというふうな内容は、よほどその造成関係がきちんとした内容でないと私は駄目なのかなというふうに思っています。

あの辺一带は、多分標高87メートル程度かなと思っています。体育館辺りは92メートル近くというふうな内容で、結構やっぱり傾斜地がずっと続いているというような内容もありますので、国道と同等以上の造成を含めて検討されているのかなと。そういった浸水対策について、まずどのようなお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

**○丹野貞子議長** 「日下部くらし応援課長」

**○日下部敦子くらし応援課長** 旧プール跡地の浸水対策についてということでございますが、町の防災計画に基づいた対策ということで考えております。

**○丹野貞子議長** 「12番吉田芳美議員」

**○12番（吉田芳美議員）** 住宅を造るというのは、やはり一生に一度の大変な仕事だと、そしてお金もたくさんかかると。

そして、先ほどの答弁にあったように、あのプール跡地に、ふるさと回帰、若者をそこに定着させようというふうな趣が一番あると。そして、河北町の人口増加に転じていただけるような施策だと。そういったことを考えたときに、やはり安全ですと、それをしっかりやっぱり結びつけるためには、PR効果があるような、やっぱり宅地造成にやっていただけないと私は駄目なのかなと思います。

そして、町のお金を投資するというふうな形になります。そのお金がどれほどかかるの

かというふうな内容を、やはり我々議員、もしくは全町民に対してPRしていただかないと、私は困ると。

20戸なのか、30戸なのか。そして、隣接する田んぼ、1,700平米でしたか。そこを購入する時期は、可否決定はいつするんだと。そして、住宅供給公社にどの辺の仕事までを依頼するんだと。その内容について、簡単にご答弁ください。

**○丹野貞子議長** 「日下部くらし応援課長」

**○日下部敦子くらし応援課長** 旧町民プール跡地の隣接する農地を入れるかどうかというところでございますが、今後、来年度の当初に向けて、現在、地下埋設物の試掘調査などを予定しておるところでございますが、そういった調査の内容も踏まえまして、今後、事業開始時期に向けまして決定していきたいと考えております。

あと、住宅供給公社のほうに、どの程度のことをお願いするかということでございますが、現在考えておりますのは宅地の整備、住宅供給公社のほうにお願いするとすれば、そういったところをお願いしたいと思っております。

販売につきましては、今後、町のほうに販売するような業者もおりますので、そういったところを活用するのか、というところも含めて、そういった検討をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

**○丹野貞子議長** 「12番吉田芳美議員」

**○12番（吉田芳美議員）** 住宅供給公社、寒河江工業団地のほうの向こうのほうも一応やっていたので、いろいろちょっと見てもきました。

やはり、造成だけなのかなと。そこに、250平米ぐらいの、75坪ぐらいの土地を区割りして、そしてその土地を販売しますと。そして、販売するときには坪6万円ぐらいで売

れるような単価でないとなかなか買ってくれないんですよね。それは、誰がするんですかと。そして、そこに呼び込みする、入ってもらう入居者については、やはり町内の移動ではなく、町外からそこに人が入ってくるようなやつ。そして、東京のほうから戻って来れるような方を念頭に置いてやはりやっていただけるような住宅政策が私は望ましいのかなというふうに思います。

今、いろんな建築業者さんに聞きますと、戸建ての住宅建設は、今後少し減るだろうと。何でとなったときに、人件費、材料費、皆上がっていると。そして、家を建てるときに銀行からお金を借りる金利もやっぱり高くなってくると。そういうふうなことが出ていますので、十分その辺も配慮していただいて、すばらしいまちづくりにつながるように、所管の方、また執行部の方には目を光らせていただいて、有効な土地にしていただければというふうに思っております。

以上で終わります。

**○丹野貞子議長** 以上で12番吉田芳美議員の一般質問を終わります。

ここで、11時25分まで休憩します。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時24分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

次に、9番鈴木英友議員の一般質問を行います。

「9番鈴木英友議員」

**○9番（鈴木英友議員）** それでは、私のほうから一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

質問事項1、河北町児童動物園改修事業と関連した動物のための環境整備について伺います。

河北町児童動物園のリノベーションに係る

基本方針として、町は3つを挙げ、来年4月のリニューアルオープンに向けて改修工事が行われています。

1つ目は、既存の施設を生かしながら新庁舎と一体となり、多くの人に親しまれ、にぎわう動物園、2つ目には、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した来園者に優しい動物園、そして3つ目には、動物に優しく良好な飼育ができる動物園としております。

次の点について伺います。

質問要旨1、動物のための設備の改修や環境整備は計画されているのか伺います。

改修事業の概要として、触れ合い施設の整備、触れ合い広場の整備、遊具・公園施設の再整備、バリアフリー化、児童動物園のブランディングを挙げています。

具体的内容については、実施設計の段階で説明を受けておりますけれども、何が変わるのか、どこをどうするのか、町民の一人として工事の進捗を見守っているところであります。

工事中の動物園に、先日行ってみました。工事中だから余計に感じたのかもしれませんが、動物園の基本は、私は自然だと思っています。リニューアル後は、来園者に優しい動物になることは想像できますが、人に優しいだけでなく、おりの中や、放鳥舎内の動物たちにこそ優しく自然らしい環境が必要だと思っています。

基本方針にもあるとおり、動物に優しく良好な飼育ができる動物園であるためにも、動物たちのそばに緑や土や水を増やすことはできないか。おり、放鳥舎の景観、美化、環境整備について、どう計画されているのか伺いたと思います。

町民の自慢でもあり、町内外から注目されている県内唯一の動物園。誰もが来年4月のリニューアルオープンを楽しみにしています。

続いて、質問事項２、ドッグランの新設についてお伺いします。

現在、町内では大変多くの方が犬を飼われています。大型犬から小型犬まで、家族の一員として人間社会に溶け込んでいます。

河北中央公園では、朝夕ジョギングをされている方々や、飼い犬を連れて散歩されている方々を多く見かけます。ほかにも、町なかや地区公園、堤防や農道でもよく見かけます。

町内の飼い犬の登録数は、2020年３月末、令和元年度末ですけれども、678匹。翌年、2021年３月末、令和２年度末では630匹、2022年３月末、令和３年度末には667匹、2023年３月末、令和４年度末では648匹、そして2024年３月末、令和５年度末では656匹ということで、大体660匹から670匹で推移しております。

その年度末の人口、世帯数で見ると、およそ令和元年度は27人に１人、９世帯に１世帯、令和２年度は26人に１人、９世帯に１世帯、令和３年度は26人に１人、９世帯に１世帯、令和４年度は27人に１人、10世帯に１世帯、令和５年度は26人に１人、10世帯に１世帯ということで、ほぼ同様な推移をしております。もちろん１世帯で数匹、複数匹を飼われている方もいらっしゃいます。

このような現状を鑑み、次の点について町長の考えを伺います。

質問要旨１、ドッグランの設置は、新しいまちづくり、住みよいまちづくりにおいても意義のあることだと思いますが、その必要性をどう考えているのか伺います。

前述のとおり、歩道や公園で犬を連れて散歩している人が本当に多くなりました。犬が日常生活の中に溶け込んでいるのは自然ですが、ドッグランは事故やトラブル防止をすることでも安全性、快適性を確保するとともに、人と犬が互いに気持ちよく利用できる空間、犬を通じて人が集まり、コミュニティーやに

ぎわいのある空間が形成される魅力があります。ドッグランの設置について、町長の考えをお聞かせください。

質問要旨２、ドッグランの設置に向けて、調査検討を進める考えはないか伺います。

寒河江市にある最上川ふるさと総合公園内にドッグランが設置されています。ここ５年間の利用者数は、令和１年度は２万1,000人、令和２年度は１万5,262人、令和３年度は１万823人、令和４年度は１万2,596人、令和５年度は１万3,068人でした。コロナ禍では若干落ちましたが、また復活傾向にあります。

利用者属性では、令和５年度の利用者登録数で2,581件、内訳は県内が2,321件で89.9%、県外が260件で10.1%です。県内2,321件の内容、内訳は、山形市が840件で36.2%、山形市以外の東南村山では470件の20.2%、寒河江市が323件で13.9%、寒河江市以外の西村山では159件の6.9%、北村山が286件で12.3%、そのほか最上のほうでは59件で2.5%、置賜が68件の2.9%、西置賜が37件の1.6%、庄内が79件の3.4%というふうに、県内全体から寒河江市の運動公園、ドッグランを利用する方が見えていると言っても過言ではありません。

寒河江市以外の西村山159件のうち、河北町の登録者数、ドッグランの使用を登録する必要があるんですが、登録者数は96件で、河北町の飼い犬の約７匹に１匹は登録をしていることになります。

河北町には児童動物園があります。町制施行70周年記念事業としてリノベーションが行われています。新しく生まれ変わり、多くの来園者が期待されます。

ドッグランの設置は、動物園と共に、町のにぎわいづくり、イメージアップ、魅力発信にもなり、交流人口の増加にもつながっていきます。ドッグランの設置について、具体的に調査検討を進めたらどうでしょうか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

**○丹野貞子議長** 9番鈴木英友議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 9番鈴木英友議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、河北町児童動物園改修事業と関連した動物のための環境整備等についてお答えいたします。

質問要旨、動物のための設備の改修や環境整備は計画されているのか、この点について申し上げます。

現在、施工しております児童動物園の改修工事におきましては、来園者に配慮した建物のバリアフリー化や、おむつ交換が可能な多目的トイレの設置のほか、救護された鳥獣類等のけがを措置する救護措置室を新たに設けるとともに、既存の放鳥舎を水鳥が広々と遊べるように池を拡大したり、鳥が休憩するための木が古くなっていることから、鳥の止まり木の新規植栽を行うなど、飼育する鳥類にストレスや負担がかからないような工夫を行う予定であります。

また、今年度の児童動物園の改修工事といしまして、猿おりのバックヤードを一部拡大する整備も現在進めております。

今後につきましては、動物園の北側にある鳥おりや獣おりについても、おりの状況を確認しながら、鳥獣類がストレスなく過ごせるような改修について、順次必要な改修を行ってまいりたいと考えております。

次に、ドッグランの新設についてお答えいたします。

1点目のドッグランの設置は美しいまちづくり、住みよいまちづくりにおいて意義のあることだと思うが、その必要性をどう考えているかについて申し上げます。

ドッグランの設置につきましては、ペット

を飼う住民にとって、安心して犬を遊ばせることができる場を提供し、住民間のコミュニティ形成を促進するという意義があると捉えております。

また、広い意味でのレクリエーションの環境づくりとして、町の魅力向上にも寄与すると思われまます。

一方で、ドッグランの設置に当たっては、騒音や衛生管理の問題が指摘されることがあり、特に近隣住民にとっては懸念材料となることがございます。また、整備費用や管理など運営面でも課題があると考えております。

こういう点を踏まえながら、適切な場所の選定も含め、検討すべき課題と考えております。

2点目のドッグランの設置に向けて調査検討を進める考えはないか、この点について申し上げます。

昨年の9月議会の議員の一般質問でも、ドッグラン整備について質疑をいただきました。ペットを飼う住民の増加や、中央公園の利用状況を見ましても、ドッグランは有益な施設となり得ると認識しておりますが、町の施設としてドッグランを設置する上では、運営面の課題だけでなく、町の魅力づくりの観点も含め、諸課題を整理しながら検討する必要があると考えております。

以上、お答え申し上げます。

**○丹野貞子議長** 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「9番鈴木英友議員」

**○9番（鈴木英友議員）** どうもご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

初めに、動物園関係ですけれども、救護された鳥獣類のけがを処置する救護用施設を新たに設けることや、既存の放鳥舎の池を拡大したり、止まり木の新規植栽をすることとい

うのは、今答弁の中で明言いただきましたけれども、ほかの動物たちのおりの中についてはどうでしょうか。現状は、コンクリートの中で飼われているような気がします。それぞれのおりの中に、土や草木や水は必要不可欠です。

答弁では、鳥獣類がストレスなく過ごせるよう順次必要な改修を行っていくと考えているとありましたけれども、順次ではなく、まず動物たちの環境整備をやってほしいと思いますが、この点についてどうでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** 9番議員の質疑にお答えいたします。

現在、飼育されている動物におきましては、放鳥舎、それから馬、現在、羊、ヤギはおりませんけれども、馬のおり、それから猿、それから鳥類のおりということでございます。

放鳥舎におきましては、今回の整備の中で、池、それから樹木といった整備、改修をしていくという方向でございます。

猿につきましては、現在バックヤードの改修も行わせていただいております。猿におきましては、床がコンクリートということではございますが、飼育環境におきましても、土等ではふんの処理、そういったもので非常に困難を来すという観点から、現在は樹木を置いて、さらにはコンクリートで流せる、しかもそれを排水に直接流せるというようなおりとさせていただいているところでございます。

今後におきましては、現在のところ整備計画は持っておりませんが、八木山動物園、さらには昨年から学芸員を配置いたしております、そうしたところの飼育環境等を踏まえまして、順次改修等を行ってまいればと思っております。

**○丹野貞子議長** 「9番鈴木英友議員」

**○9番（鈴木英友議員）** 今回、リノベーションに当たりましては、冒頭で申し上げましたけれども、触れ合い施設の整備、触れ合い広場の整備、遊具・公園施設の再整備というふうなことを挙げているんですけれども、いずれも来園者のための施設の整備がやっぱり主立ったものであって、肝腎要の動物のための整備という部分が、ちょっと私としては抜けているのかなという感じを最近になって強く感じるところなんです。

今、課長のほうから、順次していくという話なんですけれども、やはりせっかく環境を整備するわけなんですから、新しく生まれ変わるわけですから、その辺はやっぱり早急に周りの動物園としての施設を整備するのと並行して、おりの中の環境整備にも努めていただきたいというふうに考えますが、よろしいでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** 質問事項にございました、3つ目の動物に優しく良好な飼育ができる動物園ということでは、動物たちのみならず、飼育員の飼育する環境ということで、動物に対する飼育の管理をする環境も整えるという意味合いもございます。そうしたことを踏まえて、良好な飼育環境ということで、3つ目の基本方針に入れさせていただいたところであります。

これにつきましては、ワークショップを開催しまして、現地を視察いただいた上で、委員の皆様からご意見を賜ったものと認識しております。

先ほど来申し上げていますが、おりの中の環境整備につきましては、先ほど申し上げたとおり、今後、他動物園、それから学芸員の意見等を踏まえまして、順次行ってまいりたいというふうに思っております。

**○丹野貞子議長** 「9番鈴木英友議員」

**○9番（鈴木英友議員）** 今回の動物園のリニューアルに当たりましては、ワークショップを開いたり、いろいろな意見を聞いた上での計画推進というのは、十分それは理解するつもりであります。

それは理解する上で、あえてまた質問させてもらいますけれども、県内唯一の児童動物園として、今言いましたように施設の運営、維持に努力されていることは理解しますが、この動物園のリニューアルを機に、動物を増やす考えというのはありませんか。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** 新たに動物を増やすということでは、現在のところ、70周年記念の事業の一つといたしまして、オニオオハシの購入、それから今年度中ではございますが、この70周年記念を機に、八木山動物園、それから盛岡動物園のほうから、70周年記念ということでフクロウ、タヌキ、それからオシドリを寄贈いただく予定となっております。

新たに購入するということでは、今年度につきましては、オニオオハシのみと考えておるところであります。

**○丹野貞子議長** 「9番鈴木英友議員」

**○9番（鈴木英友議員）** 今、今年度中の話がありまして、八木山動物園とか、ほかの動物園からも、フクロウやタヌキやオシドリも寄附してもらおうということを今私も初めて聞いて、大変いいことだなと。まさにリニューアルにふさわしいことをいろいろと交渉してやってくださっているなと思いました。感謝申し上げますので、ぜひ実現してほしいと思います。

そこで、言わせていただければ、例えば最近では河北町内でもイノシシとか熊とか鹿とか、大分鳥獣害が増えていまして、捕獲、駆除されているケースも増えていると報告を受けております。

例えば、動物園として、熊とか、もちろん

小熊なんでしょうけれども、そういうのを受け入れたり、対応というのはできないものかどうか。いろんな縛りとか、条例というのがあったと思うんですけども、その辺は全くできないものなんでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** お答えいたします。

熊につきましては、現在、本町の動物園では飼育できる基準のおりがないということで、飼育ができない状況でございます。

県から寄贈いただいているおり、救護用のおりもございますが、これも基準を満たしていないということで、熊の救護は現在のところ困難であるというふうに認識いたしております。

いろいろメディア等でも熊の捕獲といいますか、そういったところも取り上げられて、県のほうからもいろいろとご相談をいただいている状況ではございます。ただ、現状では、本町の動物園としては救護もできない状況であります。

救護の基本的な考えといたしましては、やはり救護したものについては、その場に回復しましたら放獣するというのが義務づけられております。

ただし、これまで飼育して、数年前に亡くなった熊につきましては、幼獣から人と同じような育て方をしてきたということもございまして、成獣になるときに本町の動物園に寄贈していただいたという経緯がございます。そういった動物に関しましては、放獣できない、子供なものですから放獣したとしても生きていけないということもございまして、当時の基準に合ったおりで飼育もできるという環境が整っておりましたので、本町でも約二十数年ほど、米沢の救護所から寄贈いただいた熊を飼育してきたということでございます。

非常に残念ではございますが、現在のところ

ろは熊の飼育はできないというような状況で  
ございます。

**○丹野貞子議長** 「9 番鈴木英友議員」

**○9 番（鈴木英友議員）** 課長のほうから大変分  
かりやすく丁寧に説明いただいたんですけれ  
ども、私の私見としましては、やっぱり前に、  
今おっしゃったように、たしか熊がいました  
ね。ちょうど熊が死んだのが、この新庁舎が  
できるタイミングだったような記憶をしてい  
るんです。何となくそこでいくと、寂しいな  
というような気持ちがあるもんですから、も  
しそういう環境が整えば、やはり先ほど言っ  
た、ほかのフクロウとかタヌキとかオシドリ  
と同じように、動物園のほうで何とか復活さ  
せていただきたいというふうに思っているの  
で、よろしくお願いいたします。

あと、もう一つ、今言ったんですけれども、  
これも全く私の個人的なあれで、全く今まで  
の計画に入っていないことなんですけれども、  
動物園が新しくなるということで、期待感を  
込めての話なんです。例えば子供や女性に  
人気のあるアルパカなんかがあると、かなり  
動物園としての来園者も増えるし、町のにぎ  
わいにもつながるんじゃないかと思うんです  
けれども、アルパカなんか呼べないものなの  
でしょうか。

**○丹野貞子議長** 議長から申し上げます。

9 番鈴木英友議員の一般質問の途中ですが、  
ここで昼食のため午後 1 時まで休憩します。

休 憩 午前 1 時 4 7 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

9 番鈴木英友議員の一般質問を続けます。

「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** 新たなビジターセン  
ターにおけるアルパカの購入ということでの  
ご質問かと思えます。

町の児童動物園においては、都市公園の一

部として開園いたしております。限られた敷  
地の中で、限られたおりの中で、現在多くの  
動物を飼育いたしております。

現状でいきますと、新たにアルパカを購  
入するエリアがないことから、現状では厳しい  
というふうに思っております。

参考ではございますが、谷地どんがまつり  
が 9 月 14 日から 16 日まで開催されますが、最  
終日の 16 日、仙台市のほうからアルパカ、そ  
してカピバラが来園される予定でございます。  
我々いたしましては、常時展示すること  
でなく、イベント等でそういったものの目玉と  
なるような動物の触れ合い等も考えてまいり  
たいというふうに思っております。

また、今回の 70 周年記念で購入予定のオニ  
オオハシにつきましては、新たなビジターセ  
ンターのオープンに向けて、目玉となるよう  
な鳥というふうに認識いたしております。オ  
ニオオハシにつきましては、東北地区の動物  
園ではどこでも飼育されておりません。見  
るからには、この動物園に来ないと見られない  
という大きな目玉となることと認識いたして  
おります。

今後も、そういったことを踏まえて運営に  
当たってまいりたいというふうに考えており  
ます。

**○丹野貞子議長** 「9 番鈴木英友議員」

**○9 番（鈴木英友議員）** ありがとうございます。

今の話ですと、9 月 14 日から 16 日のどんが  
まつりのときは、アルパカとかカピバラが来  
るというようなことで、それについても今初  
めて聞いたような形で、大変いいことだと思  
うんですけれども、今の話ですとスペースが  
空いていないと。もう今でいっぱいいっぱい  
だという話なんですけれども、やはり本当に  
県内唯一の児童動物園、まして無料の児童動  
物園。本当に河北町の誇りであり、河北町の  
顔だと思うんですね。

この新庁舎ができるときも、新庁舎も河北町の顔となるようにいいものを造る。動物園も、その隣なので当然河北町の顔だというようなことであったわけですが、やはりスペースがないとか、そういうことじゃなくて、せっかくだからこれから将来的なことを考えて、そういう動物そのものの充実を図っていければ、ますます動物園としての存在価値も高まっていくのではないかと思いますので、それについては検討を続けていただくようによろしくお願いいたします。

続きまして、これは町長にお聞きしますが、計画に入っていないようなんですが、今現在、町制施行70周年ということで、いろんな行事が遂行されております。

その中の一つだけではないんですけれども、後々、後世に残るものといったらあれなんです、町制施行70周年を記念して、動物園内に例えば時計塔を造るとか、そういうのはどうでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** 現在整備しております中で、70周年を記念して、時計台ということの質疑でよろしいでしょうか。

現在の施行の中では、時計台を設置する予定ではございません。ご質疑あるように、時計台ということではなく、これまでの時計台があるわけですので、いずれかの場所に時計の設置ということは検討してまいりたいというふうに考えておるところであります。

**○丹野貞子議長** 「9番鈴木英友議員」

**○9番（鈴木英友議員）** ちょっと質問からずれるかもしれませんが、今現在70周年記念事業ということでいろいろやっているんですが、記念事業として、記念になるもの、町史発行、各戸に町史を配るとか、いろいろありますけれども、やっぱり記念として何か一

つそういうものを残すのもいいのかなと思いますので、予定がない、予算がないということではなくて、何かしらの方法でそういう70周年記念ということで残せばいいのかなと思って、今質問というか、発言したところがありますので、そちらも併せてご検討いただければと思います。

それでは、もう一つ、質問事項2のドッグランのことについて再質問させていただきます。

令和5年9月議会の一般質問で、私のほうから、道の駅河北の特徴づけの一つの案としてドッグランの設置について申し上げたところ、ドッグラン施設はどうしてもフェンスの設置が必要となり、増水時の被害等を考えると河川敷施設は難しいとの回答がありました。

その回答と同時に、ドッグランの設置に関しては、ドッグランの利用ニーズの確認、周辺環境との調和など、河川公園に限定せず調査検討していきたいと思っているというふうなお話もいただきました。

あれからちょうど1年たつわけなんですけれども、調査検討はどの段階に入っているのでしょうか、お聞かせください。

**○丹野貞子議長** 「土方都市整備課長」

**○土方一郎都市整備課長** ドッグランのことについてご回答させていただきます。

昨年9月ということで、議員のほうからドッグランの設置についてということで河川敷と道の駅をひもづけて有効活用できないものかということでご質問ありました。

そのとき、やっぱり河川敷は、令和2年、令和4年、令和6年、今年度も水が上がったので、フェンスを設置するということにドッグランは必要ですので、なかなか被害を受けて難しいのではないかとということで、河川敷にとらわれず、ほかの場所でも検討していきたいということで、ちょっと私ども都市整備

課としては、都市公園とか、あとはそのほかの公園なんかで、どこか有効なところはないかなということで検討した経過はございますが、なかなかいい場所が見つからず、またどうしても新たな土地を設けて設置するということは今のところ考えておりませんので、都市公園等、利用があまりないところですか、遊休している土地なんかで今のところ考えているところがございます。

ただ、先ほど言いましたように、今のところいいところがないので、もうちょっと範囲を広げて探さなければならないかなという気持ちでいるところがございます。

**○丹野貞子議長** 「9番鈴木英友議員」

**○9番(鈴木英友議員)** ありがとうございます。

ちょっと確認なんですけれども、去年の9月議会で私が質問したのは、道の駅に関して、道の駅の特徴づけとして、例えば一つの案としてドッグランなんか道の駅に造ればいいのかというのを申し上げたので、ドッグランの在り方について申し上げてはいないんですね。一つの案として申し上げたわけですから。

そのときに、回答としては、最上川の河川敷は水害等の被害も考えられるので、そこに造るのは難しい、ドッグランについては難しいと思うと。ただ、ほかの場所ということで検討を重ねていきたいという返事があったものですから、ドッグランについての質問ではなくて、あくまでも道の駅に関しての質問の中で、そういう案もあるよと申し上げたので、そこは勘違いしないでいただきたいと思います。

それで、今の答弁なんですけれども、例えばあれから1年の間、いろんなところで、じゃあどこに設置したらいいか、どういう場所がいいとか、いろんなことを考えてきてはいるのだというような形での答弁だったんで

すけれども、今回の答弁の中では、中央公園の利用状況を見ても、有益な施設となり得るというような認識を持っておりますということがあったんですが、私もドッグランを設置するとすれば、やはり今の段階で考えられるのは、やっぱり中央公園辺りが、設置費用面とか、施設面とか、管理面、あと利用者側の利用面なんかからしても、課題はクリアできるんじゃないかなと私は思います。

あとやはり、もちろん都市公園となってくれば、都市公園の条例や施行規則上の問題なんかもあるかと思いますが、やはりその辺は積極的に整理をしていただいて、検討を本当に進めていただければ、課題はできるんじゃないかと思っています。

ぜひ実現に向けて、早急に検討を加速させてみてはどうでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「土方都市整備課長」

**○土方一郎都市整備課長** 今、議員のほうから、候補は中央公園がいいのではないかということでお伺いしたところでございますが、そこも排除せずに、いろいろな場所、町長答弁のほうにはありましたけれども、周辺の住民の課題等もございます。なので、中央公園に限らずいろいろな場所を選定して、いろいろ検討していきたいと思っております。以上です。

**○丹野貞子議長** 「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** ドッグランについては、去年の9月議会でも鈴木議員から質問いただいたわけなんですけれども、前提として、ドッグランを新たな土地を求めて理想的なところということになれば、新たなところに土地を取得してそこにドッグランを設置するという発想は持っておりません。

議員の提案では、一つとして河川敷があるんじゃないかと。道の駅も非常に、対面で、キャンプ場があったり、カヌー練習場が一般の方ができるかというのは別として、ちょっ

と離れていますけれどもグラウンドゴルフがあつたり、有料ではありますけれどもゴルフ場があつたりというようなことで、河川敷が一つの河川敷公園として、本町のある意味でいうと気軽に利用できる、言わば敷居の低いレクリエーション機能が周辺に、ある程度の集約性を持って配置されていると。

そういう中でも、ドッグランとしていいのかどうかということで、昨年検討し、やはり河川敷はフェンスといった固定物を設置しなきゃならんという観点から見て、検討の対象から外したということであります。

河川敷以外で、今の利用状況からして、レクリエーション機能も、様々な方がいらっしやいます。そういう中で、今の利用状況、あるいはニーズ、そういったことからいってどこが、それで施設もいろんな施設があり得るわけですから、配慮すべき施設によって配慮すべき項目というのが、周辺への影響も含めてあるかと思ひます。

中央公園も、一つの大きなレクリエーション機能として、子供たちを中心に、年配者の方から、ウォーキングから、ジョギングから、犬の散歩から、幅広く使われていますけれども、中央公園の今の立地状況等からして、周辺への環境ということからしても課題は大きいなと、中央公園ということでは、というふうに考えております。

先ほどの答弁に尽きますけれども、町として持っている、そしてレクリエーションの施設として可能性のあるところで、周辺の方々のご理解、あるいは現在の利用状況、そういったことも考えながら、それで町として整備するわけですから、ドッグランを期待する人の声に限らず、どういった町としてのまちづくりの観点からも立って、立地と場所と、あと当然整備するための費用、あるいは運営面での管理、そういったことも含めて、様々検

討する必要があるというふうに思っております。

検討を急ぐべしというご趣旨かと思ひますけれども、十分配慮しながら、実現できるものかどうかということは考えて、課題をしっかりと整理しながら進めていく必要があるというふうに考えております。

**○丹野貞子議長 「9 番鈴木英友議員」**

**○9 番（鈴木英友議員）** 今、町長のほうから、前向きな発言をいただきまして、ありがとうございます。

ただ、私は中央公園というのも一つの案だと思ひますけれども、やはり中央公園は、公園としての機能の充実という面からしても、あとは町なかの動物園とのつながりとか、そういうようなことからしても、やっぱりその辺も十分に含んで検討いただきたいと。例えば、公園としては、やっぱり町なかにあれほど大きい公園というのはほかの町にはないんですよ。だから、そういう意味では、公園の充実なんかも図ることもできるのかなと思ひます。

あとは、スポーツランドのほうにも緑地公園がありますけれども、あれですとやはりちょっと離れていて、人のコミュニケーションという意味からすると、町のにぎわいづくりという意味からすると、ちょっとあれなのかなといろいろ考えてきているんですけれども、その辺やっぱり総体的に考えて、どうすればいいのか。ドッグランを造ると決まったわけではないので、これから検討していくのでしようけれども、それも十分考慮に入れていただいて、検討を進めていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

最後に、一つだけ、また動物園のことに戻って申し訳ないんですけれども、今現在、動物園はリノベーションの工事中であります。

工事の状況について、計画どおり進んでい

るのか、進捗状況について教えてください。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** 現在施工しております改修工事の計画につきましては、施工管理業者、それから施工者、それから町ということで、月1回全体の会議を設けさせていただいております。

つい先日、火曜日に実施いたしまして、工程を確認したところ、予定どおり進んでいるということでございました。

**○丹野貞子議長** 「9番鈴木英友議員」

**○9番（鈴木英友議員）** ありがとうございます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○丹野貞子議長** 以上で、9番鈴木英友議員の一般質問を終わります。

このまま暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時17分

再 開 午後1時19分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

次に、6番増川憲一議員の一般質問を行います。

「6番増川憲一議員」

**○6番（増川憲一議員）** 6番増川憲一、9月定例議会一般質問を行います。

質問事項1、産業立地の促進についてお伺いします。

河北町に谷地工業団地と花ノ木工業団地があり、谷地工業団地は分譲率100%、花ノ木工業団地の分譲率は約90%と高く、第8次河北町総合計画の中間目標数値は達成している状況ですが、6年後となる最終目標年度である令和12年度の分譲率100%へ向けて、産業立地を具体的に検討する時期と考えられます。

そこで、質問要旨1、第8次河北町総合計画にある花ノ木工業団地分譲の最終目標年度

での達成に向けた取組についてお伺いします。

質問事項2、谷地工業団地をはじめとする町内の既存企業が、増築や町内に新築移転する場合の対応についてお伺いします。

また、新型コロナウイルス感染拡大や地政学的リスクの顕在化を背景に、日本企業の国内回帰、国内生産体制の強化を図る動きが見られます。近隣市において、産業用地の大規模造成が進んでいます。

産業団地の開発に要する期間は、一般的に3年から6年程度と見込まれております。谷地工業団地分譲率100%、花ノ木工業団地分譲率が6年後に100%になることを想定し、産業団地の開発を進める時期と考えられます。

そこで、質問要旨3、新規工業団地の造成について町の考えをお伺いいたします。

再質問を留保し、一般質問を終わります。

**○丹野貞子議長** 6番増川憲一議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 6番増川憲一議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、産業立地の促進についてお答えいたします。

1点目の第8次河北町総合計画にある花ノ木工業団地分譲の最終目標年度までの達成に向けた取組について申し上げます。

現在の花ノ木工業団地の分譲率でございますが、88.53%で、分譲可能面積は3区画で1万7,533.1平方メートルとなっております。

第8次総合計画では、令和12年度までに分譲率100%を目標としておりますので、そこに向けた取組について申し上げます。

分譲可能な3区画につきましては、昨年7月に1区画の分譲申込みの申請をいただき、契約締結に向けて進めておりましたが、申込事業者の諸事情によりまして、残念ながら契約締結までには至りませんでした。

今後は、県が主催する首都圏や中京圏で開催されますビジネスセミナーへの参加や、谷地及び花ノ木工業団地連絡協議会との情報交換、リサーチ会社及び地元金融機関からの情報提供などを通じまして、誘致活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

2点目の町内の既存企業が増築や町内に新築移転する場合の対応について申し上げます。

現在、町が企業の立地に関して行っている補助制度は、花ノ木工業団地に用地を取得し、操業した事業者に対し、用地の取得に対する補助と、事業施設の固定資産税相当額に対する補助制度を設けております。

また、資金面での優遇措置といたしまして、花ノ木工業団地に立地操業された企業への産業立地促進資金融資制度を設けております。

花ノ木工業団地以外の用地に立地操業された企業に対する町の支援制度につきましては、新たに起業された方への、みらい応援創業支援事業費補助金としまして、創業経費に対する補助金として最大200万円及び山形県の開業支援資金の利子補給金を最大10年間交付いたします。町といたしまして、増築及び新築移転するご希望の事業者には、花ノ木工業団地のいち早い分譲率100%に向けて進めてまいりたいというふうに思います。

3点目の新規工業団地の造成について申し上げます。

先ほども申し上げましたが、花ノ木工業団地の分譲率は88.53%であります。新しい工業団地の造成、既存の工業団地の拡張につきましては、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく実施計画の変更等が必要であります。

その際、工業団地の増設や新設を進めるためには、具体的な分譲見込みが必要となることや、新設する場合には、農地の場所の選定、地下水、住宅地との関係といった工業立地に

適した適地調査など様々な検討が必要です。

したがいまして、まずは第8次河北町総合計画の目標の達成を目指し、分譲状況を見極めながら、河北町の都市計画マスタープランにおける位置づけなども整理した上で検討すべき大きな課題であると捉えております。

以上、お答え申し上げます。

○丹野貞子議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「6番増川憲一議員」

○6番（増川憲一議員） ご答弁ありがとうございました。

町長の答弁に、私の質問事項は1、2、3と3点あるわけですが、全部に花ノ木工業団地ということが関連しておりますので、大まかなくくりの産業立地の促進についてということで、再質問させていただきたいと思います。

まず初めに、花ノ木工業団地ができてから何十年。私が前、サラリーマン時代に会社に入ったときに造成が進んで、それからですともう20年以上たつわけなんですけれども、やっぱりいまだに100%になっていないということで、どういう分譲の進め方をしているのかなというので、お伺いしております。

そこで、答弁の中に、今後は県が主催する首都圏や中京圏で開催されるビジネスセミナーへの参加を予定しているという、情報交換をするという答弁がありましたが、今までは具体的にどのような取組をして、この90%を達成してきたのか、お伺いします。

○丹野貞子議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 花ノ木工業団地のこれまでの誘致の取組でございますが、大きいところではいきますと、こちらのほうに、逆に誘致活動ということではなく、先方から土地を求めたいという、情報提供をしている中でこちらのほうに進出されたというところは大き

なところでございます。

さらに、町内の企業、もしくは町外で実際に工場を運営されていまして、手狭になって花ノ木の立地条件が見合うということで、移設をされた企業がほとんどでございます。

先ほど町長答弁にありますように、県外でのいろんなセミナーに行って、実際に立地になったところということでは、以前、立地に誘致を図れた件もございましたが、先方の都合によりまして、立地まで至らなかったというケースもございます。

**○丹野貞子議長 「6 番増川憲一議員」**

**○6 番（増川憲一議員）** ですと、最初に花ノ木工業団地を造成しての分譲には、企業側から、そこに工場を建てたい、会社を起業したいということで、分譲が進んだと。でも、やっぱり分譲率が高くなると、だんだん面積というのも、場所的に限られてきます。隣同士で使えばいいんですけども、使えない場合、面積が足りない。あとは、大き過ぎて、自分の会社に合ったような面積が欲しいということにはなるかと思いますが、今現在3区画で、4,000平米が2つと、道路を挟んで9,500平米が1つ。

それですと、質問要旨2番に挙げています町内の谷地工業団地にある会社が老朽化等で移転したいとなった場合に、花ノ木工業団地を、最初に100%になるように分譲を進めるという答弁ですが、今現在もその会社にとって工場と倉庫、あとは社員の駐車場、あとは運送経路、大型トラック等が入るための敷地が欲しいとなれば、ここではちょっと狭いという会社も出てくるかと思います。

そういった場合に、花ノ木には移転できないとなれば、町としてはどのように対応しますか。

**○丹野貞子議長 「軽部商工観光課長」**

**○軽部広文商工観光課長** 花ノ木工業団地、町長

答弁にもございましたが、現在88.53%という推移でございます。

ご質問にあるとおり、現在、未分譲地3区画ございますが、これで用地が足りなくなつた場合においては、花ノ木工業団地をさらに増設するか、新たな工業団地を設けるかのいずれかになるかと思います。

3点目の答弁で申し上げますとおり、農地を工業団地にするには、いわゆる農産法の実施計画に基づいて造成を図る手はずになっております。その農産法の実施計画においては、やはり許可されるにはそれなりの年数がかかるということになるかと思います。

その求められる用地面積によってではございますが、花ノ木工業団地になると、隣接している用地が果たして分譲可能なのかということも踏まえて検討せざるを得ないということでございますので、そうした場合に、それじゃあ新たな場所かということになりますので、そうした場合には、やはり農地の問題、それから住民との住居の環境問題、そういったところを踏まえた適地がどこであるかというところが大きな課題になってくるのかなというふうに思っております。

**○丹野貞子議長 「6 番増川憲一議員」**

**○6 番（増川憲一議員）** 以前にも、河北町に会社があるところが新築、増築したいということで、河北町内に設けられなかったという事例がありますので、その辺早く進めるために、またコロナ感染症が大分落ち着いて、国内回帰、あとは国内生産体制、主に半導体、あとはトヨタ部品会社というのは、やっぱり生産体制を強化しているわけなんです。そういう会社というのは、やっぱり若い人たちにも注目される会社であって、そういう会社を呼ぶためには、もう増築していないと、すぐ会社を建てたいという優良企業にとっては、やっぱり違う場所、河北町が本当はいいんですが、

やっぱり隣の市にちょうどいいところがありましたので河北町を諦めますというふうになる可能性があります。

課長答弁にもありましたが、農地を造成するには、農産法、農振法、そういった関連する法律があります。また、田んぼとなりますと、水を張るわけなので水利権、あとはそこで耕作している農家の方の同意、そういったことをクリアしなければ、産業団地の立地というのは本当に難しい。

第8次河北町総合計画では、あと6年後には100%にするという大きな目標があるわけなので、その100%にもしなつたとして、果たして一般的に開発するには3年から6年、3年というのは調査だけで3年たつと思うんですが、その期間、果たして企業が待てるのか待てないのか。多分、待てないから河北町にあった企業がほかの市町村に出ていくということがある。

そういうふうにならないためにも、今からもう第9次河北町総合計画、あとマスタープランというのを検討していかなければならないと私は思うのです。その点に関して、開発がもし遅れて企業を誘致できなかったとなれば、やっぱり町民の皆さんは、これは重大な案件だと思うわけです。そういうときの対応は、今後どういうふうにされますか。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** やはり以前にも、ご指摘のとおり、町内の企業が町外に進出するというので、我々のほうにも事前にご相談をいただいていたわけなんです、そのときには用地面積の大きさ、それからいわゆる操業までの期間というところで、非常に時間が足りない、面積が足りないということで、残念ながら町内の進出が果たせなかったという経緯もございます。

ご指摘のとおり、面積が足りないとなった

場合においては、やはり3年ないし4年ぐらいはしっかりかかるかなというふうに思っております。

いずれにしろ、農産法の実施計画におきましては、やはり今この法律で行っています花ノ木工業団地の分譲状況が左右されます。やはり今の土地が分譲されていないとなると、新たな分譲地というのは非常にハードルが高くなるというふうにもお聞きしております。

そうした意味合いも含めまして、できるだけ花ノ木工業団地の100%分譲を目指して、今後の推移を見た上で、新たな工業団地を増設するのを含めて検討せざるを得ないのかなというふうに思っております。

いずれにせよ、これまでの花ノ木工業団地、様々な課題がございました。そうしたところも踏まえまして、新たな工業団地の造成ということに関しましては、慎重に検討すべき課題だろうというふうに思っております。

**○丹野貞子議長** 「6番増川憲一議員」

**○6番（増川憲一議員）** 産業団地の開発についてですけれども、近隣市で行っているような大規模にすれば、やっぱり10億円、20億円かかる可能性もあります。そうではなくて、やはり1つ、2つ、3つ、例えば3つの会社が進出したいとなった場合、一旦そういう会社に合わせた土地を造成し、そしてまた隣のほうに今度は企業誘致できればまた造成します、また造成しますと、産業用にずっと造成できるような形で農地転用というのを考えたことはありますか。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** 花ノ木工業団地も含めましてでございますが、全体のエリアということでは、河北地区計画というのがございます。これは、先ほど来申し上げています実施計画のエリア指定をしております。そこが、谷地工業団地、花ノ木工業団地のエリアとい

うことで、もともとはこのエリアで産業立地を図っていくと。農地を潰してという形になりますけれども。

それで、議員おっしゃるように、大きなエリアを設けて、その都度、いわゆるオーダーメイドの造成をしていくということでの検討は、これまでしてきた経緯はございません。

**○丹野貞子議長** 「6 番増川憲一議員」

**○6 番（増川憲一議員）** そういう検討をして、そういうことが河北町では可能なのでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** その部分については、県、それから農水省のほうに確認させていただければと思います。

**○丹野貞子議長** 「6 番増川憲一議員」

**○6 番（増川憲一議員）** 最後に、町長にお伺いしたいのですが、友好都市である徳島県藍住町ですけれども、私は議員になって、議員皆さんで行って来たわけなんですけれども、そこでは昭和三十何年頃、40年前ぐらいから、企業立地を進めてきて、合併する前、また合併してから、1 万5,000人ぐらいの人口だったのが、今は3万人を超えていると。企業の立地によって人口増加が見込めたと。それが今でも続いていて、人口減少傾向にはあるが、河北町のように1,000人、2,000人も減ってきているという状況ではないです。

人口増加に向けて、子育て支援、いいものが河北町にいっぱいあります。支援策、若者支援。そういったことを含めて、人口増加に向けた企業誘致、産業立地の考えは、町長は持っていらっしゃいますか、持っていないかというのを町長にお伺いしたいです。

**○丹野貞子議長** 「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 人口減少の問題とともに、今は労働力の確保ということも、企業にとっては、用地、資金、そして働き手の確保、そういつ

たところをトータルとして準備していかなければならない、そういった状況にあるというふうに思います。

本町の場合、藍住町の今お話がありましたけれども、友好都市ではございますけれども、条件的には、徳島市との関連であるとか、あるいはその農地の関係であるとか、本町とは異なる立地の中で土地利用を進めてきた経過があるというふうに認識しております。

確かに、雇用の場、それも今は望む雇用の場ですよね。若い方が望む、そういったことが非常に必要で、そういう意味でいうと、先ほどの繰り返しになりますけれども、土地と資金と働き手。その働き手となった場合に、働きたい職場、やっぱりそういうことを考えながら企業誘致というものも進めていかなければならない時代だなと。

とりわけ、河北町は農地がいっぱいあるようですが、農産法との関連も含めて、極めて周りの市部と比べても土地の余力が窮屈です。

そういう中で、本町としての企業誘致、あるいは誘致に限らず地元企業のこれからのそれぞれ生き残りをかけて、新しい成長を求めて企業活動をやっているわけですから、そこにどう応えていくかと。農業との関係も含めて、産業政策を考えていく必要があるというふうに思っております。

そういったもろもろのことを総合的に勘案して、都市計画のマスタープラン、そういった関係の位置づけということも含めて、大きな課題であると考えております。

問題意識は一緒なんですけれども、その前提となる本町の土地利用、あるいは開発可能地域、そういったことについて企業の需要、そして本町の土地利用、そういった面から見ると、非常に大きな……、大きなという中には重要だということと、難しい問題もはらんでいるということは触れさせていただきたい

というふうに思います。

**○丹野貞子議長** 「6番増川憲一議員」

**○6番（増川憲一議員）** 町長、どうもありがとうございました。

今、町長の答弁を聞いてなのですけども、今、農地の集約化というのも進められておりますので、その辺で、あと10年後、農家をしないという方の農地は誰が借りるか、あとは近くの人に、隣同士で、じゃああなたはこちらの分、1町歩、2町歩と。それで、そういう借手がいなくなるような土地をどこかに集めて、そういうところを企業の立地にも使える手はないかなと、私は今ちょっと思ったんですが、いろいろ質問させていただき、丁寧な答弁、本当にありがとうございました。

今後、河北町の人口も増えるように、企業立地というのも考えて進めていただければと思います。ありがとうございました。

**○丹野貞子議長** 以上で、6番増川憲一議員の一般質問を終わります。

ここで14時5分まで休憩します。

休 憩 午後1時47分

再 開 午後2時02分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

次に、14番細矢誓子議員の一般質問を行います。

「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** 14番、一般質問を行います。私の質問事項は1点であります。

それでは、質問をさせていただきます。

自治体が行う広報活動についてお尋ねをいたします。

地域の魅力をアピールし、移住者を増やすことなどを目的として、広報に力を入れる自治体が増えてきています。ゆるキャラの活用やSNSとの連携など様々な手法が取り入れられ、以前の自治体広報とは様子が変わって

きていると感じます。

以前は、役所からのお知らせという形で、住民の求める情報というよりも、役所が伝えたいことをお知らせする形態だったと言われていました。

しかし、広報の語源、PRは、パブリック・リレーションズの略です。つまり、PRは、公衆とよりよい関係をつくるための施策のことで、組織と人をつなぐ考え方や行動を示すものということです。

そこで、質問要旨1、自治体が行う広報活動の目的は何かを伺います。

町民の皆様は、広く町の情報や施策がしっかりと伝達されるために、広報活動の目的を掲げて進まれていると考えます。また、地域外の人たちにも、自分の自治体の魅力を伝えることなども大きな目的の一つではないかと考えますが、町長は広報活動の目的をどのようにお考えか、お聞きいたします。

質問要旨2、本町の広報活動の推進方針を伺います。

広報活動を進めていくためには、広報に関わる情報収集や分析体制の構築、広報に携わる職員の広報力の向上など、様々な分野での推進が考えられると思いますが、本町ではどのような点に重心を置いて進められているのかをお聞きします。

質問要旨3、障がい者や外国人の人に配慮した広報活動についてを伺います。

令和6年8月6日付の山形新聞に、「声の広報誌」という内容の記事が掲載されていました。長井市の「声の広報誌」の朗読ボランティア体験会が市内で開催され、市の発行する「広報ながい」を朗読、録音して、視覚障がい者に届ける様子が記されていました。

私はこの記事を読んで、本町では障がい者の方々にはどのような方法で町報が届けられているのか気になりました。

以前、私の近所に、聴力に障がいのある方が住んでおられました。その方には、町から広報が配布されて、自分でしっかり読まれ、分からないところは紙に書いて地域の方々に聞いておられました。

現在、町内にはたくさんの外国人の方々が就労のために居住されています。私たちもいつかは老いて、体の様々なところに障がいが出てきます。障がいを持っている方々や外国人の方々にも、町の情報がしっかり届くシステムを構築する必要があると考えますが、町長はいかがお考えでしょうか、お聞きいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。

**○丹野貞子議長** 14番細矢誓子議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** おはようございます。

14番細矢誓子議員の一般質問にお答えいたします。

自治体が行う広報活動について、1点目の自治体が行う広報活動の目的、そして2点目の本町の広報活動の推進方針、これにつきましては関連いたしますので、併せて申し上げます。

自治体における広報活動には、広報紙のような紙媒体によるもののほか、ホームページやSNSなどのメディアを利用したものがございます。この広報活動を行う目的として、大きく3つあると言われております。

まず、1つ目としては、地域住民に対して正確な情報を提供することがあります。地域の出来事や行事などの情報提供に加え、重要な施策や取組の内容も含まれます。正確な情報提供は、町民が地域の実情や将来の展望を理解し、適切な判断を行うための基盤となります。

2つ目としては、広報活動は、地域の課題

や取組を広く周知することで、町民の参加や協力を促進する役割を果たしております。地域の課題について、町民が理解し、関心を持っていただくことで、町と町民が協力して解決策を模索し、実行することが可能となり、町民参加による地域振興につながるものであります。

3つ目としては、広報活動は自治体の透明性と信頼性を高めるための重要な手段であると認識しております。適切な情報の提供は、町民が自治体の活動や意思決定プロセスを理解し、信頼を築く上で不可欠です。透明性の高い行政活動は、町民とのコミュニケーションを円滑にし、地域社会全体の信頼感を高めることにつながります。

河北町広報委員会規則におきましても、町政運営に関し、必要な事項を町民に正しく具体的に普及させるとともに、町民の声を聞き、これを町政に反映させ、もって円滑な町政の交流を図ることとしているところであります。

この3つの目的に加え、地域外の方に町の魅力を伝えることも極めて重要です。河北町の自然環境や歴史、文化、産業、食文化などの魅力を知ることが、その地域を訪れるきっかけとなり、観光客や移住者の増加など、地域の活性化や地域経済の発展につながるものと考えております。

特に、近年においては、自治体を取り巻く環境は大きく変化してきており、定住促進や観光誘客などの地域間競争の激化に伴い、町外への情報発信力の強化が大きな課題であると認識しております。したがって、町のイメージを定着させ、町の魅力をアピールするため、町の魅力の情報発信強化を方針の一つと考えております。

これまで培われてきました「雛とべに花の里かほく」のイメージをより定着させ、町民や訪問者に対して一貫した印象を発信するこ

とにより、町のブランド価値を高め、町の魅力をアピールできるよう、戦略的な情報発信に努めてまいります。

また、情報発信方法の多様化も、推進方針の一つであります。より伝わる情報の発信、より響く情報の発信を目指しており、観光ガイドやパンフレット、ウェブサイト、SNSやメディアを活用し、各媒体を組み合わせることで、町のイベントや取組を積極的に発信することが効果的であると考えております。

全戸配布する広報紙は、町民に情報を知ってもらうためには最も確実な媒体ですが、掲載できる情報量は限られているため、認知されやすいデザインでポイントを絞って情報を掲載しております。加えて、拡散性のあるSNSにも情報を掲載するほか、文字では伝わらない情報を動画で伝えるなど、各種広報媒体の強みを生かしながら、興味・関心を高めるよう取り組んでいるところであります。

3点目の障がい者や外国人に配慮した広報活動について申し上げます。

町の広報が、より多くの町民にアクセスしやすい形で提供されることで、地域全体の情報共有やコミュニケーションが円滑に行われることが期待されることから、アクセシビリティを考慮した広報活動は、地域社会の包括性と共感性を高め、町の参加と、町民の参加と連帯を促進する重要な役割を果たすことができると認識しております。

現在、広報紙については紙媒体で全戸配布とホームページへの掲載により周知しております。視覚に障がいのある方につきましては、平成8年度から平成17年度まで、社会福祉協議会に委託し、「声の広報」としてカセットテープに朗読ボランティアの方から吹き込んで対応していただいた時期もございましたが、朗読ボランティアの方がおられないことから、

現在、広報紙の音声対応は実施しておりません。

外国人に配慮した広報活動についてですが、広報紙の外国語対応については、言語に精通した専任のスタッフが必要になることから、外国人向けの広報への対応は特に実施しておりません。

しかしながら、IT技術の進展により、電子媒体の広報紙については、音声読み上げや翻訳ソフトなどで複数の外国語に翻訳することも可能になってきております。

また、町のホームページでは、複数の外国語への自動翻訳機能に対応しているほか、高齢の方や障がいをお持ちの方々に快適にホームページをご利用いただけるよう配慮し、ページ及びコンテンツには、適切なタイトルや見出しをつけることで、ウェブ文章の統一化や構造化を図っております。

また、視覚に障がいのある方が音声読み上げソフトをお使いになる場合にも、正しく情報が伝わるよう、ページレイアウトに配慮するとともに、画像には適切な代替テキストを入れ、読み上げに適したホームページ作りに努めております。

障がい者や外国人に配慮した広報活動は、社会の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる地域社会を築くために欠かせない取組でありますので、地域全体が共に支え合う社会の実現に向けて、今後とも取り組んでまいります。

以上、お答え申し上げます。

**○丹野貞子議長** 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問に入らせていただきます。広報の目的を、地域の課題について理解し、

関心を持っていただき、町民の参加や協力を促進する役割を持ち、町民参加による地域振興につなげる、また自治体の透明性と信頼性を高める重要な役だと答弁をいただきました。

この目的を推進するために、広報委員会を設置されていると認識していますが、この広報委員会の構成内容と、この委員会は広報モニターのような機能はお持ちになっているのかをお尋ねいたします。

**○丹野貞子議長** 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** 広報委員の構成でありますけれども、広報委員は8名から成りまして、男性が4名、女性が4名の構成になっております。年代的にも、20代の方が1名、30代の方が2名、40代が2名、60代2名の70代1名という構成内容です。

地区的には、西里の方が2人、溝延の方が1人と、あと谷地の方が5人というような内容になっております。

広報委員になってもらっている方の職業についても、主婦であったり、農家の方であったり、自営業の方であったり、いろいろな方になってもらっております。

広報委員の活動内容になりますけれども、基本的には町の広報紙の構成とか、広報紙が分かりやすいとか、レイアウトが見やすいとかかというところを審査してもらっているほか、ホームページが見やすい状況にあるとか、あとは町長と語る日とか、べに花メールなんか町民のほうでいただいておりますけれども、そういった内容についてのご意見なんかいろいろいただいて、広報の参考にさせてもらっているというものであります。

広報を見てもらっていますので、モニターのような役割も果たしているというふうに認識しております。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** ありがとうございます。  
た。

やはり皆さん、様々な年代の方々が、広報に対して様々な目線でいろんな意見をお聞きになるということは、大変広報を作る上では大きな力になると思っております。

私は、目標の一つに、住民に必要な情報がちゃんと伝えられているかということをよく考えます。住民の一般的なニーズ、住民が望んでいる広報情報のニーズランキングは、これは一般的なものですけれども、1位が健康・福祉・医療・介護、2番が防犯・防災、3番が環境・ごみリサイクル、4番が観光、5番が子育て・教育・学校、6番が文化・スポーツ・生涯学習、7番に市町の施策・政策となっています。

町からの一方的な発信だけではなく、住民が求めるニーズを把握して紙面に落とし込む。そんな広報であってほしいと私は常々考えています。

現在の広報紙を見ますと、重要な施策や様々な情報は盛りだくさん含まれておりますが、とにかく文字が多いと感じます。伝えたい意図をしっかりと絞り込んで、目で分かる情報、例えば写真を少したくさん入れていただくとか、イラストで分かる情報などをうまく組み合わせて編集されることを希望します。

あと、もっと余白が欲しいという気持ちもありますが、この辺についていかがお考えでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** 毎回の広報紙の紙面でありますけれども、ページ数が幾らでもできるわけではないので、限りがありますので、伝えられる情報が限られてきます。

そういったところを考えて編集していきま

すと、どうしても文字がちよっと多めになってしまう嫌いがあるかなというふうには私も思います。特に、広報の記事を書いている担当者が頑張れば頑張るほど、やっぱり文字の数がどうしても多くなってしまう嫌いがあります。そこはそうとは思いますが、なるべく見やすい紙面にしたいというふうには考えているところであります。

あと、余白の取り方ですが、余白の取り方というのは、やはり技術的になかなか難しいですよね。余白があると、何か何も無いように見えてしまうので、その取り方というのは、いろんな研修を踏まえて、こういった余白の取り方がいいのでないかなというところを学ばないとなかなか難しいところはあるかなと考えています。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** 私も何年間か議会だよりの編集をさせていただきましたけれども、いろんな形で、この余白の取り方というのはやはり難しいのだと思います。それは研修とか何かいろんな勉強会なんかに行行って学べれることも大変必要なことかなと思っております。

広報紙の役割と目的の中に、地域外の方々に町の魅力を伝えることも極めて重要だと答弁をいただきました。私も実際、本当にそう思います。

それでは、町外への発信ということでは、どのような点に力を入れて編集されておられるのか、お聞きをいたします。

**○丹野貞子議長** 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** 町外、地域外への情報発信ということで言えば、町の広報紙はどうしてもやはり町内への配布が主になりまして、ホームページに電子版を掲載しておりますけれども、そういったところよ

りも、ホームページのほうに、今現在、河北町のシティプロモーションサイトとか、あとはSNS等のメディアによる情報発信なんかを行っておりますので、町外へのPRという点では、そういった利用のほうに効果的なのかなというふうに考えています。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** そうですね。やっぱり紙面だけじゃないいろんな方法で町外に発信するという方法は、これから様々考えられることだとは思いますが。

この町外の人たちへの広報力の発信として、ふるさと納税をされた方々などには送付をされているのか。また、送付した方々が受け取ったときに、その反応などはお聞きになっておられるのでしょうか、お聞きをします。

**○丹野貞子議長** 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** ふるさと納税を始めた当初、町のほうで直接業務を行っていたときは、希望する方に広報を送っていたということもやっていたと思うんですけども、今委託になっていますので、委託になってから広報を送っているということは多分やっていないかと思っています。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** 私は、この広報というのは、その町を知る顔だと考えております。私たちが視察などでいろんなところを訪れますけれども、その資料の中には必ずその自治体の広報紙が入っています。

この広報紙を見て紙面作りに特徴があると、なになにというふうに見入ってしまうことが多々ありました。

町のブランド価値を高める戦略的な情報発信に努めるとの答弁をいただきましたが、その具体的な方法、施策はどのようにお考えになっているのでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** 広報活動には幅広い広報活動があるわけですが、基本的には所管しております「広報かほく」の作成につきましては、町のいろんな情報を載せて、町内の方にまずお知らせするというのが一番重要なことというふうに思っています。

町外へのアピールとなると、やはり広報紙よりも、メディアとかホームページなんかで魅力を発信していくということが重要かと思っておりますので、ふるさと納税してもらった方に、町のホームページのQRコードとかをつけて見てもらえるような手だては考えてもいいのかなというふうに思うところであります。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** やはりホームページ云々というのが効果があるのかなというお答えですが、紙面で様々な編集によってそういうことが可能な場合もあると思うんです。私がさっき言いましたように、資料なんか頂くと、その中に広報紙が入っていることによって、この町はこんなところに力を入れているのかとか、こんな珍しいことがあるのか、お祭りがあるのか、珍しい場所があるのかなんかを知ることができます。ですので、紙媒体の広報紙というのもとても重要な、この町を町外に知らせる方法としては有効な手段であると思っております。

私は、ブランド価値を高めるというのには、一つのやり方としては、河北町の知名度を高めることだと考えます。例えば、キャッチフレーズをつくるとか、マスコットのキャラをしっかりとあれに入れ込んでいるというような編集のやり方なんかもあると思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** 町として、町の知名度、魅力のアップ、あるいはキャッチフレーズなんかの作成なんかも、当然その魅力の発信にはなるかと思っておりますので、いろんな場面でそういった取組が必要になってくるのかなというふうには思います。

先ほどからあります広報紙の例えば地域外への発信、発送となりますと、今現在ふるさと納税は年間で数万件ですかね、1万件を超えるような多分ふるさと納税の件数があるかと思うんですけれども、そうすると広報紙自体を、その分余計に印刷する必要が出てくるわけですね。それだと、どのタイミングでやるのかとか、そういった問題もありますので、なかなか広報紙の発送というのは現実的に難しいものがあるかなというふうにはちょっと思っています。

魅力の発信につきましては、町としても、町の今現在商工観光課になりますけれども、かほく発信・ブランド推進室も立ち上げておりますので、そういった面では強化を図っていかなければならないものというふうに認識しております。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** 一概にいろんな夢みたいなことを言うだけではなく、これが現実に実行されるいろんな方法を考えていかないと、やはり先手先手を打っていくというやり方をしていかないと、他の市町村が始めたら、これは二番煎じ、三番煎じになってしまうので、やはり気づきをしたときに何かの方法でこれが実現に向けていくというようなやり方をしっかりと取られて、町の広報というのはとても私は大切だと本当に重々感じております。

情報を収集するためには、役場の広報を担当する方の部門に情報が様々集まってくるような体制づくりというのも大切だと考えますけれども、町ではどのように考えておられる

のか。

ちょっとこれは一例ですけれども、例えば各課にPRリーダーという広報活動をする協力者を配置したり、お隣の寒河江市では、市民レポーター「さくらんぼ特派員」を配置して広報活動に寄与されているというようなこと、ちょっと調べましたらこのようなこともありましたので、情報が様々集まってくる体制づくりというのはどのように本町ではなされているのでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** ほかの自治体で、広報の情報をいただけるような方、モニターみたいな方なのかな、そういったものを設置して、いろんな情報をいただけるようなことをやっているというのは、私も存じております。

ただ、河北町としてはそこまでやっていないわけですが、広報委員からの情報も当然ありますが、担当者がやっぱり足を使っているいろんな情報を集めるというのが、まずは主になるかと思います。

特に、担当者だけでなく、河北町役場全体として、いろんな情報をいただいたら、これを広報に載せていいんじゃないのというものがあれば、すぐにうちのほうにいただくというような体制を取っているところであります。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** やっぱりこういう紙面を構成するには、その記事がないとなかなかやはり編集に向かっていかないということがありますので、この情報収集というのはとても大変なお仕事ではないかと私も常々思っております。

情報発信の多様化の推進方針の一つで、答弁の中に、伝わる情報発信より、響く情報発信を目指すということがありましたが、これ

はどのようなことをお考えになって実行するような方向に進めていかれるのかというのをちょっとお聞きします。

この伝わる情報発信、その言葉と、響く情報発信、これはとても私なんかは、響く情報発信というのに興味を覚えます。この内容をちょっとお知らせください。

**○丹野貞子議長** 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** 情報発信として、より伝わる、より響くという表現でありますけれども、特に最近ではSNSの活用を町のほうでも大変重要視しておりまして、LINE、あるいは公式Instagramも最近立ち上げてまして、なるべく新鮮な情報を早めに皆さんにお伝えできるように活用を図ってきたいというふうに考えているところであります。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** この答弁の中に、文字では伝わらない情報を動画でお伝えするという、各種広報媒体の強みを生かしながら、興味関心を高めていく。すばらしいことですね。やはり動画というのは直接響きますからね。やはり文字で伝わるということも大事ですが、画面を通して皆さんにお伝えするという、そこができれば、まだまだやはり広報の力というのは大きくなるのかなと感じております。

今回の質問の中で、私が一番力を入れていただきたいと思ったのは、障がい者の人たちへの広報紙の配布です。

障がい者の皆様が、今どのような方法で情報を入手されているのかというのをちょっとネットなどで調べましたら、1位が自治体広報やお知らせから、2番目が障がい者団体や親の家族の会から、3番目が新聞等からという順番で入手している方が多いということ

調べました。

そこで、視覚障がい者や聴覚障がい者でも情報を取る方法は違うと考えますが、視覚障がい者の場合は音声での方法が多いようでした。

答弁でも、以前は本町でも声の広報ということで、音声によるサービスがあったとありましたが、朗読ボランティアがおられなくなったことで、そのサービスが中止になったということが書いてありました。でも、そのとき、別な方法で継続するということをお考えにはならなかったのか。そこをお聞きしたいと思います。

**○丹野貞子議長** 暫時休憩します。

休 憩 午後2時35分

再 開 午後2時37分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** 朗読ボランティアでありますけれども、平成8年度から平成17年度まで、社会福祉協議会のほうで対応していただいておりますけれども、ボランティアの方がいなくなった、高齢化で対応できなくなったというのが、多分一番大きな対応できなくなった理由なのではないかなというふうに思います。

先ほどの、その前の質問で、より伝わるとか、より響くとかという情報発信のところで、細矢議員のほうから動画の話もありましたので、ちょっと付け加えさせていただきますけれども、今年度70周年記念として東北芸工大のほうに動画の作成をお願いしております。短い動画で5本程度のものを作成いただいております、間もなくできてくるのではないかなというふうに思うところであります。プロモーションのような活動に使っていただきたいなというふうに考えております。

あと、せっかく今日、谷地高さんのほうで

傍聴に来ていただいておりますので、山形ふるさとCM大賞のほうに、毎年、河北町でもCM大賞に作品を出しておりますけれども、最近は谷地高さんのほうにお願いして、いいCMを頑張って作っていただいておりますので、付け加えさせていただきたいというふうに思います。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** でも、先ほど私が質問したことに対してはお答えがちょっと乏しいなという感じがします。継続することを考えなかったかというのを、例えば誰も聞く人がいないからやめたとか、様々なことの理由も考えられますけれども、利用する方が少なかったとか。でも、利用する人が少ないからやめる、朗読する人がいないからやめるなんていうことは、あっていいんでしょうか。福祉対策としては、やはりこういうものを整えていますというふうに、河北町ではこういうサービスがありますということをやらないと、何か利用する人が少ないからしません、あるいは何かしませんなんていうのは、私は理由にならないと思うんですけれどもね。だから、やはり今気がついたのでしたら、これから始めるということの向き合い方でぜひ進めていただきたいなと。

過去のことは言ってもしょうがありませんので、これからのことに向かって提案していきますけれども、やはり様々なところで声の広報というのは、各自治体でも行われております。先ほど、質問本文の中で、私は長井市のことをお伝えしましたが、長井市の場合は、声の広報誌は昭和53年から市の職員の有志の方々に始められ、ボランティアつゆ草の会の活動は2004年から始まっていますということでした。

お隣、寒河江市の場合は、障がい者向けサービスとして、音声CDによるサービス、こ

れはボランティアが担当していらっしゃるということで、現在利用者は5人いらっしゃるということでした。

大江町、西川町、朝日町は、その障がい者向けのサービスはやっておりませんということです。

あと、天童市の場合は、公式ホームページの内容を音声で読み上げる機能がある。点字広報、市報てんどうの内容を抜粋した点字広報をやっています。声の広報としては、平成26年度からCDに録音してやっておられます。

山形市の場合は、視覚障がい者のためのサービスとして、点字広報を毎月2回、声の広報を毎月1回、音声コード版広報を月2回やっておられるということでもあります。

やはり様々こういう声の広報は、今、SNSとか、様々なことがありますけれども、視覚に障がいのある方というのは、やはり音で聞くというのが一番、情報を取り入れる手段としては効果があるものだと思っておりまので、ぜひぜひこういう様々なところのいろんなあれをお調べになって、河北町でも以前あったということですので、これはぜひもう一度復活させて町民のサービスに徹していただきたいと強く感じております。

先ほども申しました町の社会福祉協議会の朗読ボランティアの方がいらっしゃらなくなってやめられたというふうなことですけれども、私はこの動きというのは、これから復活するには、中学生の方々に朗読を協力いただいて、中学生の地域貢献活動としてしっかりまちづくりの一翼を担っていただくこともできるのではないかと考えておりますので、それをまねていただいて、そういうこともできるのではないかと考えております。

先日、「河北中だより」というのが私たちに配付になりました。第5号、令和6年8月30

日発行の中に、この河北中学校では地域貢献活動を推進していくという記事が入っていました。そのことですので、ぜひこのようなことをお考えになっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「板坂教育長」

**○板坂憲助教育長** 最近やっぱり児童生徒のボランティア活動、大変教育活動の中で重要視されていますので、教育課程の中で可能であれば大いに推進をしたいなというふうに思っております。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** ぜひやっていただきたいと思います。

では、外国人向けの広報紙配布について伺いたいします。

現在、本町に住民登録されている外国人の方々は何人おられるのか、お尋ねをいたします。

**○丹野貞子議長** 「今部税務町民課長」

**○今部憲治税務町民課長** 外国人の人数でございます。現在、令和6年3月末現在で、河北町に住居を置いている外国人は308人でございます。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** その308人の方々には、この自治体広報というのは配布されておられますか。こういう方にも配布しなくちゃいけないなんていう規定はありますか。

**○丹野貞子議長** 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** 基本的に、町の広報紙につきましては、河北町に住所のある方全員に配布になっているというふうに認識しております。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** 私は先日、このことでちょっとお聞きしたところ、住民登録をなさ

るときに、町からのこういう様々な情報が必要ですかという問合せをするんだそうです。それで、要らないという人には送らないというふうなことを言っておられましたけれども、就業されてこの河北町におられる方というのは、この数から見ても結構多いんですよ。それで、そういう方たちは、会社で借り上げた住宅にお住まいになって、きっと5人とか6人の集団でお住まいになっている方が多いというふうに聞いております。その中に、お一人ぐらいは日本語が分かる方がいらっしゃいます。けれども、日本語は読めないという方が結構多いと思うんです。私もちょっと知り合いでそういう方がいらっしゃいましたので、「日本語、分かる」と言ったら、「分からない」というふうに言われましたので、会話自体は分かるのだそうですけれども、やはり文字に起こされると、いろんなことが分からないということが多くないように思います。

だから、町の情報なんかお伝えするときには、やはり音声の方法というのは外国人の方には有効な情報手段ではないかなと私は考えますけれども、こういう方がきちっと町の一員として住民登録もされていますので、町の一員として様々な町の行事とか、お祭りとか、そういうものにも参加していただけるような、そういうまちづくりを考えていったらいいのではないかなというふうに思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** 町にいる外国人への音声、会話による多分意思の疎通というか、コミュニケーションが重要だというような質問内容かと思えますけれども、なかなかやはり外国語といっても、英語だけに限らないというのが現実的なのかなというふうに思います。そこまで分かる方というのが

いればいいわけですがけれども、実際にはなかなかないのが現実かと思えますので、できる範囲でどこまでできるかですけれども、国際交流協会なんかの力を借りながら、何か対応できればいいのかなというふうには思います。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** 今、私が言ったのは、その五、六人でお住まいになっている方の中に、1人は日本語が分かる、日本語の会話はできるという方がいらっしゃるということで、その国の言葉でしゃべるのではなく、日本語でもちゃんとその情報が分かるという方がいらっしゃいます。ですので、日本語を音声にしたCDなんかを、そういう方に、こういうのができたけれども必要ですかみたいなことをお聞きになって、やはりそういう住まわれているところに1台というか、CDを1つ置いていただくような考えはないのかなという質問だったと思いますけれども、そのような考えはいかがでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 先ほど、本町における外国の方々はどうぐらいいらっしゃるか。300名を超えております。ここ近年、急速に伸びております。半分以上がベトナムからいらっしゃる方でございます。従前は東アジア、中国、韓国中心でございましたけれども、そこはそう動いていないのですけれども、むしろ東南アジア、ベトナム、インドネシアが多くなっております。

それで、やはり企業で働いている方がほとんどなわけですがけれども、昨年9月議会だったと思いますけれども、この外国の方々の数というのは、町村レベルでいうと断トツに多い町です。市も含めて11番目ぐらいだったと思います。

そういう中で、昨年、サン・コーポラス、

町営住宅を外国の方々も含めて社宅としてお貸しする、そういった条例改正も行いまして、今少しずつではありますけれども、企業にもご利用いただく方向で今話が進められております。既に住んでいただいているかと思えます。

今、言葉の問題ですけれども、やっぱりそういう中で、日常生活、あるいはごみの出し方とか様々な、先ほど関心があるところという、やっぱり健康に関することとか、あるいは暮らしに関すること、やっぱりそういった情報をいかに知りたいかと。一番最初のごみ出しなんですよ。

そういったことで、やっぱり一緒にコミュニティ社会の中でどういうルールで生活していくのかということも含めて、本町の場合、人数は多くなっておりますけれども、企業でいうと特定の企業に、一定程度の企業に、何本かの指ありますけれども、今中心になっておりますので、そういった企業の関係者とも、こういった形で、企業としてもいろいろな対応をしていますけれども、外国の方々が広く多様性のある社会として求められる、広報というのはその第一歩かと思えます。

したがって、十分、企業の方ともちょっと相談しながら、そういったニーズがどこにあるのか、具体的にこういった形での情報提供が望まれるのかということも含めて、町としても問題意識を持ってアプローチしていきたいというふうに思います。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** ありがとうございます。

本当にそうですね。様々な、やっぱりグローバル化しているこの世の中ですので、やはり皆さんに平等にいろんなサービス、いろんなことがうまく伝わるような、そういうしかけづくり、仕組みづくりがこれから求められ

ているなとすごく思います。

答弁の中でも、様々なアイテムを駆使して努力されている現状を、私はしっかり今回理解いたしました。高齢者や障がいを持っておられる方も、分かりやすく広報が読める、聞こえるように、そのような福祉政策をしっかりと進めていただきたいと強く思います。

先ほど町長も、広報というのは、誰もが安心して暮らせる地域社会を築くために欠かせない取組だと答弁をいただきました。ぜひ実現に向けて進んでいただきたいと思います。

ありがとうございました。

**○丹野貞子議長** 以上で14番細矢誓子議員の一般質問を終わります。

ここで15時5分まで休憩します。

休 憩 午後2時52分

再 開 午後3時04分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

次に、7番木村章一議員の一般質問を行います。

「7番木村章一議員」

**○7番（木村章一議員）** 一般質問を行います。

3月議会、6月議会に続いて、今回も学校統合問題について一般質問いたします。

河北町の人口は、7月31日時点で1万6,868人となり、減少はしておりますが、県内の町村で3番目に人口が多い町村であり、町内の小学校6校と中学校1校を全部まとめて、さらに1つの小中一貫校にすることは、大規模化に過ぎることなどから、反対の質問をいたします。

質問の1は、小学校6校を統合し、河北中学校と施設一体型小中一貫校にすることについて、町民に説明し、理解を得てから、パブリックコメント、意見公募に進むべきではないかということについてであります。

質問要旨の1は、施設一体型の小中一貫校については、7月24日の議員全員協議会で初めて教育委員会の基本方針案に示され、あり方検討委員会の会議や説明会では議論さえされておらず、主権者である町民に分かりやすく説明してから決めるべきではないでしょうか。

質問要旨の2であります。あり方検討委員会は、小学校の在り方についてのみ諮問され、小中一貫校については触れた程度で、答申を受けた後、どういう経過で小中一貫校になったのでしょうか。また、どういう経過で、7月24日の議員全員協議会の説明から施設一体型が示されたのでありましようか。

町民によく説明し、町民がよく判断できる説明や情報を得て意見を言えるようになってから、パブリックコメントの手续など、前に進めるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

次は、質問の2であります。

2022年に公布されたこども基本法を守って、小学校6校の1校統合や施設一体型小中一貫校について、子供たち自身の意見を聞くべきではないでしょうか。

質問要旨の1ですが、2022年に公布されたこども基本法では、次のように定めています。

第11条、こども施策に対するこども等の意見の反映。国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。このこども基本法を守り、小学校6校の1校統合や、施設一体型小中一貫校について、子供たち自身の意見を聞かなければならないのではないのでしょうか。答弁を求めます。

次は、質問の3であります。

町の財政として、新たな土地に1校統合の学校にするのか、今ある小学校の数校を大規模改修して活用するのか、その他について、建設費や補助金、維持費、地方交付税などがどうなるのかの比較検討を決定の前にすべきではないでしょうか。

質問要旨の1は、教育委員会の考えとは別に、町の財政として、新たな土地を求めた1校統合の場合や、現存する小学校の数校を大規模改修した場合、その他の場合、建設費や補助金、維持費、地方交付税などがどうなるか、比較検討を決定の前にすべきであります。答弁を求めます。

次は、質問の4であります。

46年前に、河北中学校1校に統合したとき荒れた時期が十数年続いたつらい経験を、小学校の1校統合や小中一貫校に統合進める前に、しっかり評価、反省して、決定の内容に生かすべきではないでしょうか。

質問要旨の1は、46年前に町内の4つの中学校全部が河北中学校1校に統合した後に、窓ガラスが頻繁に割られ、校内の廊下をバイクが走り回るなど、荒れた時期が十数年続いたつらい経験を、町と教育委員会はどう捉えているのでしょうか。

質問要旨の2であります。河北中学校が荒れたつらい経験について、当時統合を決めた行政や議会、教育委員会は、評価や反省をせず、誰も責任を取っていないようですが、小学校の1校統合や小中一貫校を進める前に、しっかり評価、反省して、決定の内容に生かすべきであります。

中1ギャップを回避するということを施設一体型の小中一貫校づくりの大きな動機の一つにしていますが、今の河北町に回避すべき中1ギャップはあるのでしょうか。小学校を1校に統合し、さらに施設一体型の小中一貫校にまとめることが、46年前の中学校統合の

ように強いストレスを子供たちに与えるのではないのでしょうか。

以上、町長の答弁を求めます。

**○丹野貞子議長** 7番木村章一議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 7番木村章一議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、小学校6校を統合し、河北中学校と施設一体型小中一貫校にすることについて、町民に説明し、理解を得てからパブリックコメントに進むべきではないかについてお答えいたします。

1点目の施設一体型の小中一貫校については、町民に分かりやすく説明してから決めるべきではないか、2点目、施設一体型の小中一貫校となった経過について、町民が判断できる説明や情報を得て意見を言えるようになってから、パブコメの手続など前に進めるべきではないかにつきまして、併せて申し上げます。

教育委員会では、河北町立小学校のあり方検討委員会からの助言を受け、未就学児・児童生徒の保護者、地区住民の皆様からアンケート調査を実施したところ、930件、回収率66%の方々から回答をいただき、「統合は必要である」69%が、「必要でない」27%を上回る結果となりました。しかし、「将来の学校像は何校か」については、意見にばらつきがありました。

その後、各小学校区で懇談会を行い、アンケート結果を提示して意見をいただきました。

児童数の減少を考えれば統合は必要だ、早急に町の考えを出して進めてほしいという意見がある一方、地区から学校がなくなると寂しくなる、地域の元気がなくなるといった慎重なご意見もいただきました。

検討委員会では、地区懇談会、町民参加型

の検討委員会の意見等を参考にしながら、町立小学校の在り方について答申を取りまとめ、令和5年12月14日に教育長に答申されました。

答申では、小学校は1校に統合することが最適であるということ、子供たちにとって最適な学びの環境を構築するために、できるだけ早い統合に向けて取り組むこと、より教育効果を上げるために中学校との一貫した教育活動が展開できるようにすることなどが示されました。

答申を受け、教育委員会では、答申内容を、教育委員会、総合教育会議、議会に報告し、広報かほく、町のホームページにより、町民に広く周知を図った上で、これまでの検討の経過や検討委員会の答申を尊重した基本方針の素案が策定されたものと認識しております。

さらに、この基本方針の素案について、各地区での説明会や幼稚園、認定こども園での説明会及びウェブでのアンケートを行い、ご意見をいただいた上で、このたびその過程でいただいたご意見を反映した基本方針の案が策定され、現在パブリックコメントを行っているものと認識しております。

小中一貫教育は、小中連携教育のうち、小中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育であります。

小中一貫教育の取組は、文部科学省の調査によると、9年間の一貫した学校教育目標の設定やカリキュラムの編成、小学校における教科担任制の実施など、その特徴を生かした取組により、9割の実施校で成果が上がったと回答されております。

先行事例を参考にしながら、河北町においても、目指す子供の姿に迫るために、施設一体型の校舎で、児童、生徒、教職員の交流、施設面の利活用を通し、教育効果を高め、現在の連携から一歩進んだ取組を進めていく必

要があるという考え方が示されたものと理解しております。

私としても、小中一貫教育を実践するに当たり、最適な学び環境として、施設一体型の小中一貫校として整備することが最善であるという教育委員会の考え方は尊重すべきものと考えております。

また、今後設置される予定の学校整備委員会（仮称）において、本町の実態に合った設置形態について、具体的かつ詳細な整理を行い、その経過、結果を周知していく必要があると考えております。

次に、小学校6校の1校統合や施設一体型小中一貫校について、子供たち自身の意見を聞くべきではないのかについてお答えいたします。

子供たち自身の意見を聞くことについては、検討委員会においても話し合われたということですが、今、学校は、自分の学校に愛着を持って指導を行い、愛校心を育てる指導を行い、今ある学校をいかによくするかと考えている子供たちに、今後の小学校をどうするかという責任を委ねるのは難しいのではないかということになったとお聞きしております。

また、今後、学校が1つになる場合は、どんな学校を他校の児童とつくり上げていくのか、どんな取組を行うかなどについてなど、これから目指す学校の姿については、大事に考えさせたいこととして挙げられ、答申には、児童同士のつながりが深まるように、教育活動を児童と共に考え、各学校の教育課程を調整し、交流学習等を計画的に実施することを配慮事項として挙げられ、基本方針の素案、さらには基本方針の案に盛り込まれたものと認識しております。

検討委員会の話合いの中では、今の児童生徒に聞くというよりは、当事者の保護者から

意見を聞くことが必要ではないかとの意見があり、基本方針素案の段階で、町内幼稚園、認定こども園を回り、実際に小中学校に入学する保護者を対象に基本方針素案の説明を行ったと承知しております。

あわせて、アンケートも行い、123名からいただいた回答では、基本方針の素案について、賛成が46%、どちらかといえば賛成が50%との意見をいただきました。

アンケートの回答には、学校生活に対する不安は必ずしもないというわけではないと認識しており、今後設置される予定の学校整備委員会、開校準備委員会（いずれも仮称）において、新たな校舎での学校生活への不安を取り除くことができるように、丁寧に整理、検討していく必要があると捉えております。

次に、新たな土地に1校の学校にするのか、今ある小学校を大規模改修して活用するのかなど、建設費や補助金、維持費、地方交付税がどうなるかの比較検討を決定の前にすべきではないかについてお答えいたします。

小学校及び中学校の建設補助については、小学校及び中学校整備、それぞれの補助制度において、小学校の統合については整備費の2分の1が補助対象となり、中学校の改築等の整備については、建物の老朽化などに伴う、そういった点に着目した補助制度となっております。

施設一体型の小中一貫校となる校舎の整備については、本町の小学校、中学校の実情に即して、補助対象の可能性について、今後精査していく必要があると考えております。

地方交付税については、小学校を統合すると、学校数6校から1校に減少することにより、算定額が減少することになること。一方で、小中一貫校となっても、中学校は存在するため、中学校費における学校数の算定に変化は生じないことから、交付税の減額に伴う

財政面への影響ということでは、統合することにより、学校運営に係る経費も少なくなることから、歳入歳出両面から検証すべきものであると考えております。

いずれにいたしましても、検討委員会では、子供たちにとって何が最善かをまず一番に検討していただき、教育委員会から、子供たちの学びの環境を整えることを第一義的に、基本方針の素案、案が提示されたものと考えております。

設置形態や設置場所、建設費、補助金、維持費等につきましては、今後設置される予定の学校整備委員会（仮称）においても、検討がなされるものと承知しており、様々な観点から具体的検討を加えながら対応していく必要があると考えております。

次に、46年前に河北中学校1校に統合したときの経験を、小学校の1校統合や小中一貫校を進める前に、しっかり評価して決定の内容に生かすべきではないかについて申し上げます。

議員からご指摘ありました事案につきましては、河北中学校に限らず、その当時の時代を背景とした全国的な社会問題の一つと捉えております。現在においては、いじめ、不登校の問題や、SNS等を介したトラブル、虐待などが問題視されているのと同様に、荒れた時代が当時の大きな社会問題となったと考えております。

2点目の河北中学校の経験を、小学校の1校統合や小中一貫校を進める前に、しっかり評価、反省して決定の内容に生かすべきではないかについて申し上げます。

これまで学校では、生徒指導上の問題に対して、校長先生のリーダーシップの下、組織的に対応してきております。特に、先生方については、徹底した児童生徒への理解、授業改善の取組を通して、児童生徒が生き生きと

した自己表現ができるよう日々努力していただいております。

教育委員会では、学校と連携しながら支援や指導を行い、児童生徒、先生方、地域の方々が一体となった教育活動ができるように、学校運営協議会をはじめとした教育環境の整備に取り組んでおります。

これらの取組は、毎年、学校評価として教育活動を振り返り、次年度の学校経営に生かして積み上げを行っているところであります。

河北中学校では、令和4年度に、社会で求められる生徒の姿を捉え直し、開校当時の学校学校目標である「生き生きと自己表現でき、世の中のためになる人間の育成」から、「つながりの中で自立する生徒の育成」に変更し、これからを生き抜く子供たちに必要な力を育成すべく取り組んでおります。

これまでの経験や取組を土台として、その延長線上に、これからの時代を生き抜くための学びの環境として、小中一貫校という学びの環境を整備することにつなげていくべく検討が進められていると認識しております。

以上、お答え申し上げます。

**○丹野貞子議長** 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「7番木村章一議員」

**○7番（木村章一議員）** 再質問いたします。

教育長にお伺いいたします。

よく言われる今回の小中一貫校の動機として、中1ギャップをうまくクリアできるのが小中一貫校だというような、それも施設一体型小中一貫校だというようなことが言われて、これは基本計画の主なところになっておりますけれども、河北中など、要するに河北町内で、中1ギャップというのはどんな現れ方をしているのか、数字を示して教えていただきたい。私は、そんな状況はないんじゃないかと。深刻に悩んで、そのために小中一貫校に

しなきゃいけないというような状況はないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「板坂教育長」

**○板坂憲助教育長** 中1ギャップについてのお問合せにお答えいたします。

ご存じのように、小学校から中学校に移る、そうしたときに生活の変容があります。よく言われるのが、小学校は学級担任制で、中学校に行きますと教科担任制。そのギャップを防ぐために、最近は高学年、5・6年で教科担任制を取り入れています。ごく最近では、3・4年生にも移しましょうということをやっています。これが一つ大きな違いであります。

それから、中学校に入りますと部活動が始まります。これは、生徒にとっていい影響を与える場合、それからどうしてもなじめない子供、両極出ます。

数的に正確には今持ち合わせておりませんけれども、いわゆる中1になると、今言った生活の変容についていけなくて、学校に行けない子が増えます。それが、残念ながら不登校生となって現れてくる、そういった現象が見られます。

それで、前から言っておりますように、小中連携というのは、もう何十年前から我々が問題として、課題として取り組んでいる事項であります。

小中一貫校というのは、制度として何年前から出てきているものであります。その効用は、やっぱり前から私は申し上げているように、校種間の接続をスムーズにすること、これが一番であります。

接続には様々あると思いますが、まず一つは学びの接続です。いわゆる小学校から中学校の学びにスムーズにつなげましょうということでもあります。これは、いわゆる教育課程

とありまして、小学校の教育課程、中学校の教育課程、これがどういうものかをもう一回再度精査して、その教育課程、つながり、系統性を吟味しましょう、こういう学びの接続があります。

2つ目の接続としては、（「私が聞いたのは、ギャップがあるか……」の声あり）うん、ギャップを防ぐための、そういうスムーズな接続があるということを私は今説明しているんです。（「あるかどうかをお聞きしました」の声あり）はい。

それで、答えは、先ほど私が申し上げたとおりであります。

**○丹野貞子議長** 「7番木村章一議員」

**○7番（木村章一議員）** ここに、文部科学省、国立教育政策研究所というところで発行していて、ホームページにも出ている生徒指導リーフというのがありまして、中1ギャップの真実、文部科学省の教育研究所が出しているものがあります。

「中1ギャップという言葉の問題点。中1ギャップは、いわゆる問題行動等調査の結果を学年別で見ると、小6から中1でいじめや不登校の数が急増するように見えることから使われ始め、今では小中学校間の接続の問題全般に便利に用いられています。しかし、いじめが中1で急増するという当初の認識が正しいのか、不登校の中1での増加についてもギャップと呼ぶほどの変化なのかについては、慎重であるべきです。なぜなら、必ずしも実態を表現していると言い切れないからです。とりわけ、その語感から、中1になる段階で突然何かが起きるようなイメージを、学校制度の違いという外的要因が種々の問題の主原因であるかのようなイメージを抱くと、問題の本質や所在を見誤り、間違った対応しかねません。便利な言葉を用いることで、目の前で起きている問題を解決した気になってはな

りません。実際に何が起きているかを冷静に捉えることから始めましょう」ということで、河北町で小学校から中学校に上がるときに、本当にもう憂慮すべきような中1ギャップというのが多発しているかとお聞きしたんです。

議案調査でもお聞きしたところでしたが、そんなに悩むほどの中1ギャップと言えるようなものはないというような説明もありました。

それなのに、小中一貫校をつくるに当たって、中1ギャップを解消するためだということで、今、教育長が力説されているんですが、方法としてはそうなんでしょうが、そんなに悩んで学校を新しくするほど悩むべきものじゃないんじゃないかということの一つ申し上げておきたいと思います。

さらに、あえて46年前の中学校統合のことをお話ししましたが、大きな学校にする、小中一貫校でも小規模だと対応を比較的ちゃんとやられるんでしょうが、大規模化すると、また別なことが起きるんじゃないか。小学校6校を1校にまとめる、それからさらに小学校と中学校を一緒にする。こんな……。

それで、河北町というのは、県内の町村で3番目ほどの人口の大きな自治体ですから、その子供たちを一つにまとめるというのは、非常にリスクをいっぱい抱えることになるんじゃないか。中1ギャップよりもずっと大きな問題を抱えてしまうんじゃないかということで、中学校が統合になったときの問題を申し上げました。

当時、全国的にそういったことがあったんですが、もしそんなに大きな学校にしなければ、もっとずっときめ細かな対応ができたかもしれない。そういった反省なんかを当時すべきだったのではないか。1校にはまとめ過ぎたんじゃないかというような反省すべきだったんじゃないかということで、この問題を

取り上げました。

中1ギャップというのは、今の河北町ではそんなに大きな問題ではなくて、そういった問題が起きそうだということで既にいろいろ取組をして、小学校、中学校の間の情報交換とかという中で、十分に対応できているのではないかということをお願いしました。どうですか、教育長。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 中1ギャップについての理解について、議員はご指摘なされたように受け止めます。

私は、中1ギャップも一つのまず解消点であるということと、先ほど来から申し上げているように、いわゆるスムーズな接続は、教育的効果を狙っているものであります。ですので、さっき学びの接続と申し上げましたが、教える側のいわゆる系統性、これをきちんと押さえましょう、これが学びの接続であります。

2つ目の接続は、教員間の接続であります。教員間の接続というのは、今、谷地中部小を除いたほかの学校は、1学年1人だけです。そうすると、教材研究のときに相談しようといったときに、1学年1人では相談できません。

それが、統合になりますと、学年間複数人数になりますので、教材研究をお互いに複数の目で相談し合いながらできると。そういったことができるし、小中近接していますと、小学校の教育を受けた中学校の教育、中学校は小学校の教育を受けた、どういう教育すればいいのか。それがじかに見られるわけです。そういった教師間の接続があります。

3つ目の接続が、児童生徒の接続であります。前も申し上げましたが、必要に応じて異学年の交流学習ができます。そういったことができるということと、やはり隣り合わせで

すので、対面の教育、それから後ろ姿の教育、心構えとか、そして思いやりの教育とか、そういったことをじかに見て教育が受けられると、そういったよさがあるわけです。

ですので、中1プロブレムもありますが、そういった教育の効果、効率性が私はすごくあるんじゃないかということで申し上げています。

次に、2点目の、いわゆる河北中が統合になったときのことを反省するべきでないかというご指摘にお答えいたします。

この生徒指導につきましては、私たちはPDCAサイクルを常に回して指導してまいりました。プラン・ドゥー・チェック・アクションです。それぞれの時代における課題に対しては正面に向き合って、改善を全力を挙げて図ってまいりました。

そんな時代の中で、いつも大事に心がけてきたことは、何よりも子供の命を守ることが重要であり、全ての子供に対して学校が安心して楽しく通える魅力ある環境になるよう、学校はもちろんのこと、家庭や専門性のある関係機関、そして地域などの協力を得ながら、社会全体で子供たちを成長、発達に向けて支援してくることが大事だなということをつくづく思っています。

そんな中で、評価、反省はということで、常にやってきて、私は手元に生徒指導提要、これがあります。これは、令和4年12月に発行されました。先生方にとっては、生徒指導のかがみであります。これまで蓄積した財産をまとめたものです。学校によっては、先生方が輪読会をして生徒指導に生かしているというものであります。

その中で、生徒指導で大事にしていることが、この生徒指導提要にもあるんですが、4点あります。

1点目、常に自己……（「お聞きしていな

いないことに、お答えいただいているので……」の声あり）そうですか。いや、反省、評価をしていないというふうにご指摘ありましたので、その辺をお答えしている……（「そこに触れずに別のことだけ……」の声あり）

**○丹野貞子議長** いいですか。せっかく答えていただいているんですが。はい、どうぞ。

**○7番（木村章一議員）** 時間も限りがありますので、ちょっとあれですが、お聞きしているのは、そういうふう到大規模化するということは、別なリスクを抱えることになるのではないかということなんですね。小さな小中一貫校ですと問題にならない。小さな統合だったら、そういう問題にならなくても、河北町の全部を、6校を1つにまとめる、それに中学校もまとめるなんていう、本当に大規模化するというのは大きなリスクを抱えるのではないかということで、その中学校の大統合の問題も引き合いに出したというようなことであります。

それで、お聞きしたいんですけども、例えば、私が申し上げたいのは、教育長もあえて数字もお示しされなくて、そういう心配があるというお話ですが、中1ギャップというのは、今の河北町ではすごく心配で、時々もうどうしようというふうに悩んでいる問題だというふうにはほとんどなくて、この小中一貫校の問題が出てきたときに、その動機の一つとして中1ギャップというのが突然出てきたというふうに思いますので、今の河北町では、中1ギャップは、わざわざ学校の形態を変えてまでするほどの心配がないのではないかと。これまでの先生方のご努力の流れの中で、十分問題を解決できるのではないかとということをご指摘させていただきます。

それで、特にちょっと問題なことがありましたので、お聞きしたいんですけども、9月1日から実施中のパブリックコメント、私

はこんなに早くすべきではないというふうに申し上げているんですけども、9月1日から14日までの14日間、意見を下さいというふうになっています。

私がちょっと調べたら、行政手続法という、パブリックコメントをすべきですというふうになっている法律がありまして、第39条に意見公募手続というのがあって、その第39条の第3項に、その第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して30日以上でなければならないと。よっぽどの事情がない限り、30日以上にしなければならぬというふうになっています。

さらに、今の河北町のパブリックコメントは、非常に不十分かなというふうに思います。西里、北谷地、溝延のセンターと、それからサハトベに花と、さらに役場の教育委員会、ここにあるので、その基本法の基本計画案を見たい方は見に来てくださいというふうになっていますが、閲覧だけで、コピーしてくださいというのと、コピーしていいというふうに言われていないと。1部、ぽんと置いてあるだけなんですね。それで、どんがホールに置いていないし、ホームページで見れるというので、ホームページで見ると、基本計画案ではなくて、基本計画素案が出てくるんです。

そんな状況でやっている今のパブリックコメントは、問題は別ですけども、法律違反。14日だというのは、30日以上となっているのに14日間としてあるのは、法律違反ではないでしょうか。いかがですか。

**○丹野貞子議長** 「宇野学校教育課長」

**○宇野勝学校教育課長** 河北町パブリックコメント手続に関する要綱に沿ってパブリックコメントをさせていただいております。

これによりますと、パブリックコメント期間はおおむね2週間というふうになってございます。

**○丹野貞子議長** 「7番木村章一議員」

**○7番（木村章一議員）** 行政手続法よりも、町の規程ですか、そのほうが優先するというふうにはならないと思うんですが、法律のほうが優先すると思うんですが、いかがですか。

**○丹野貞子議長** 「宇野学校教育課長」

**○宇野勝学校教育課長** 河北町パブリックコメント手続に関する要綱に沿ってさせていただいております。

**○丹野貞子議長** 「7番木村章一議員」

**○7番（木村章一議員）** 行政手続法第39条、確認していただけますか。

**○丹野貞子議長** 暫時休憩します。

休 憩 午後3時46分

再 開 午後3時54分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

議長から申し上げます。

間もなく4時になろうとしていますが、7番木村章一議員の一般質問が終了するまで時間を延長したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、7番木村章一議員の一般質問が終了するまで時間を延長いたします。

「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** 行政手続法における第39条の意見公募手続には30日となっているわけですけども、これはあくまでも国の機関が定めるものであって、自治体は独自に決めてよいものというふうに解釈し、町で要綱をつくって、14日間としているものと解釈しています。

**○丹野貞子議長** 「宇野学校教育課長」

**○宇野勝学校教育課長** パブリックコメントのところから入っていただきますと、案というのが出てまいります。ただ、我々教育委員会の学校教育課のほうにはまだ素案のままで、案

というものは載せておりませんでした。パブリックコメントから入っていただきますと、今やっているパブリックコメント案が見られるということでございます。

**○丹野貞子議長** 「7番木村章一議員」

**○7番（木村章一議員）** 町が独自にそう決めていいと。でも、この基本計画案を決めて先に進めるには、パブリックコメントは必須なんですね。パブリックコメントをしないと先に進まないというふうにはなっているということでしょうか。

それで、町は独自に決めていいという法律はどこにあるか、ちょっと示していただけますか。

**○丹野貞子議長** 暫時休憩します。

休 憩 午後3時57分

再 開 午後4時22分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

本日はこれをもって延会したいと思います  
が、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会します。

明日、あさって9月7日及び8日は、土曜、  
日曜日のため休会となります。

9月9日は午前9時までにご参集をお願いします。

本日はこれをもって延会します。

お疲れさまでした。

午後4時23分 延 会